

## 第1回日野町議会定例会会議録

平成29年3月15日(第4日)

開会 13時30分

散会 16時59分

### 1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	住民課長	橋本敦夫
福祉課長	宇田達夫	介護支援課長	夏原英男
農林課長	藤澤隆	商工観光課長	外池多津彦
建設計画課長	望主昭久	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	山本和宏	会計管理者	福本喜美代
住民課参事	山田敏之	学校教育課参事	野瀬薫

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

## 5. 議事日程

### 日程第 1 一般質問

- |       |    |     |
|-------|----|-----|
| 7 番   | 齋藤 | 光弘君 |
| 6 番   | 中西 | 佳子君 |
| 5 番   | 谷  | 成隆君 |
| 2 番   | 後藤 | 勇樹君 |
| 1 3 番 | 對中 | 芳喜君 |

## 会議の概要

－開会 13時30分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、こんにちは。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

7番、齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 午前中、南比都佐幼稚園の卒園式に出席してまいりました。南比都佐幼稚園は、2名の卒園児でありました。しっかり成長した姿を見せていただき、感動する卒園式でありました。報告とさせていただきます。

それでは、一般質問をさせていただきます。通告書に基づきまして、2つの項目について、分割で質問させていただきます。

はじめに、大雪による被害について質問をさせていただきます。この大雪による被害につきましては、これまで何人かの議員さんが質問されておりますので、重複するところがあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

今年は33年ぶりの大雪となり、甚大な被害をもたらしました。1月15日から16日にかけて、強い冬型の気圧配置に覆われ、県北中部を中心に大雪となりました。また、翌週の23日から24日にかけても大雪となり、交通網が乱れ、大渋滞となりました。日野町においても、各地で影響が出ています。農林業関係では、農産物などの被害、ビニールハウスの倒壊、山林の倒木、積雪による家屋の破損被害もあります。国道307号が通行止めになり、交通渋滞、スリップによる交通事故など、交通機関に影響が出ました。幼・小・中学校で臨時休校になりました。

今年は積雪が多く、道路維持管理事業における道路の除雪作業に必要な経費が大幅に増大したことは、町にとっても大きな被害であります。除雪作業にあたっては、地元建設工業会の業者さんとの締結協定のもとで、早朝よりの道路除雪作業を実施していただいておりますことに、感謝するところでございます。車道は除雪していただいておりますが、通学路の歩道までは除雪できていない状態です。地域の有志の方が、雪かきをしていただいているところを確認しています。集落間の沿道は大変な距離がありますが、雪かきをして下さっている方には頭が下がる思いであります。

また、綿向山へ雪山登山者が、早朝から殺到している状況であります。ところが、

積雪のため駐車場が少なく、県道に路上駐車されている状態で、地元西明寺の方は困っておられます。町は迅速な対応で除雪作業、駐車場確保に努めていただいたところではありますが、県外からの登山者も多く、駐車場が足りない状況です。

今後、こうした事態を繰り返さないためにも、大雪における対応策が必要だと考えます。そこでお伺いいたします。

1つ目に、今年の大雪による被害状況はどうであったか伺います。

2つ目に、水害に対する被害者への見舞金はあるように聞いていますが、豪雪による家屋被害に対する見舞金はどうでしょうか。

3つ目に、国道307号の冬季凍結防止、除雪対策はできませんか。

4つ目に、通学路の歩道等の除雪対策はできませんか。

5つ目に、綿向山雪山登山者に対する今後の対策のお考えを伺います。

以上の5点についてお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 大雪による被害について、ご質問をいただきました。

まず、被害の状況でございますが、町の方へ届いております被害は、カーポート2件、ビニールハウス1件、鶏舎等3件の屋根および建物上部の壊れ、獣害柵3件の倒木による変形について報告を受けているところでございます。

次に、大雪における災害見舞金についてでございますが、日野町におきましては、日野町住宅災害見舞金支給要綱を定め、主に火災等により住居家屋に多大な損害を受け、被災された家庭の生活に支障が生じた際に、見舞金を支給する制度を持っております。見舞金の最高額は10万円で、全壊または全壊に準ずるものとして、住宅の延べ床面積の70パーセント以上損壊した場合に適用することとしており、一部損壊として10パーセント以上の損壊を認める場合は、2万円を支給することといたしております。

次に、国道307号の冬季凍結防止、除雪対策についてでございますが、平成28年滋賀県東近江土木事務所雪寒対策実施計画書により、積雪10センチ以上、または凍結が予測される場合、指定区間において、午前7時半までに迅速かつ適切な除雪作業等を行うこととして対応されています。しかしながら、長時間にわたる降雪などで作業が追いつかない状況も考えられますので、通行規制をされる場合もあるというふうに認識いたしております。

次に、通学路の歩道等の除雪対策でございますが、町は、主な主要な道路を除雪区間に指定し、通勤、通学の交通確保を優先し、車道の除雪作業を日野町建設工業会に委託し実施しております。除雪路線の延長や作業時間を考慮すると、歩道等の除雪まで対応できないのが現状でございます。今後も引き続き、地域住民の方々のご協力をお願いしたいと考えております。

次に、綿向山の雪山登山客への対策でございますが、今年は1月中旬、下旬、2月中旬と3回の大雪が降り、特に2回目の大雪後の土曜日の晴天日には、西明寺地先の道路へ綿向山登山客の車が大変多く駐車され、地元の皆さんの暮らしに支障を来したところです。町といたしましては、降雪のたびに、御幸橋駐車場の除雪を行い、駐車スペースの確保をいたしました。2度目の降雪後は、先ほど申し上げましたとおり、大混雑になったところでございます。町のホームページでも、公共交通機関での来町を呼びかけましたが、余り効果はありませんでした。このことを踏まえ、3回目の降雪後は、御幸橋駐車場以外に、県道沿いの空き地の除雪も行い、駐車場スペースの確保を行うとともに、県道に駐車禁止の看板を応急的に設置し、あわせて、週末には職員を待機させ、駐車場への誘導を行いました。今後も、このような大雪の際には、御幸橋駐車場とあわせて、県道脇の空き地も除雪するなどし、限られたスペースではありますが、適切に対応していきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは再質問させていただきます。

大雪による被害状況を伺いましたが、実際には大なり小なり、もっと多くの被害があったように聞いております。このような大雪は、めったにないことだからと考えがちであると思いますが、雪害の状況をしっかりと前向きに受け止めていただきたいと思っております。こうした大雪の年もあるということを教訓に、大雪の雪害対策についての強化を図ることが重要かと思っております。

そこで、4点再質問させていただきます。

1つ目に、特に熊野、平子、西明寺で多く雪が降ったように聞いておりますが、たび重なる積雪による重みで、何軒かで屋根のたるきが折れて、といが曲がって、ひさしのかわらが折れたところがあるというふうに聞いております。平子では、個人の住宅だけでなく、会所のかわらが5段ほど落ちたということも聞いております。今回の大雪はどれだけの被害があったのか、しっかりと調査し検証していく必要があると思っております。既に修理もされているところがありますが、まだまだ手つかずに困っておられる方もあります。こうした中で、日野町住宅災害見舞金支給要綱があるということですので、住民への案内周知をしていただいで、相談に乗っていただきたいと思っておりますが、町のお考えをお聞きいたします。

2つ目に、国道307号は、日野町にとっては、道路交通の主要幹線道路となっております。年々通行車両が増加しているところであります。日野町管内の道路環境は、傾斜がきつところがあることから、積雪時には交通渋滞が発生するとともに、交通事故を招く状況にあります。大谷のところ、そして東り、安部居、そして瓜生津峠のところ、ネックとなっているように思います。この対策としては、従来からも県への要望活動もされているというふうに思いますが、今回のように通行

止めという状況になりますと、日常生活への影響が大きく、この対策を早急をお願いしたいという思いは、国道307号線を利用されている町民全ての願いであります。国道でありますので県への要望となりますが、町としての国道307号線における雪害対策を、どのように考えておられるのか再質問いたします。

また、以前からも消雪装置の設置を要望しているわけですが、なかなか難しいということでもあります。難しいとされる問題点は何かというところで、お伺いいたします。

3点目に、通学路の歩道に対する除雪をしてもらえないかという、地域住民の声を代弁しての質問であります。町としては、車道が優先で、通学路の歩道までは対応できないので、地域住民の方々の協力をお願いしたいという回答であります。先日新聞に掲載していたんですが、島根県飯南町では、地域ぐるみで雪害を克服するというので、雪かき隊スノーレンジャーを結成され、雪かきをされているという記事が載っておりました。町の高齢化が進む中で、雪かきが困難なひとり暮らしなどのお年寄りが増えているということ、雪かきを引き受けるというものでございます。メンバーの方は50歳から70歳という方でありまして、地域に自警団があるように、シルバーによる雪かき隊ができるとよいのになというふうに思います。地域の協力をお願いするということになるかと思いますが、集落と集落の間は、大変長い沿道でありますので、そこのところの町の対応策というところ、何とかお願いできないかなというふうに思いますので、町のお考えをお願いしたいと思います。

4つ目に、綿向山登山への駐車場の除雪対策であります。早急に対応をしていただきまして、また駐車場の確保に取り組んでいただきましたことに感謝いたします。登山者は早朝より来町されるということで、午前8時ごろには、もう駐車場が満車で止められないということがございます。100台以上の登山者があるということで、駐車場が足りないという状況になっております。地元西明寺の方の暮らしに支障を来さないように、対策の取り組みをお願いするところがございますし、今年の積雪もありますが、年々登山者が増加しているという、そのことが予測されますことから、地元西明寺の方や、そして綿向生産森林組合などにご相談をしていただき、駐車場を広げるか、山を切り開いて駐車場を確保するということはできないかなというふうに考えます。町の対応のお考えをお聞きしたいと思います。

以上の4点について、再質問させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** ただいま齊藤議員の方から、雪害に対して再質問をいただきました。

まず、住宅見舞金の制度でございます。今回の大雪に関しましては、日野町内で大変たくさんの被害が出ているというふうに聞きおよんでおります。これらの被害

状況につきましては、今後役場各課、情報を共有しながら、各課に届く情報を一本化しながら、情報の収集に努めていきたいというふうに思っております。

また、今回西大路地区を中心に大きな被害が出たということでございますが、住宅見舞金の制度につきましては、区長会などを通じまして、全住民の皆さんに、このようなものがあるということの周知に努めていきたいというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 大雪による被害についてということで、齋藤議員から、国道307号と通学路についてのご質問をいただきました。

昨日も一般質問で質問に出ておったとおり、国道307号線につきましては、町の重要な幹線道路ということであり、この道路が麻痺することによって、工場の生産活動であったり、住民の生活に直結した問題で、大変重要な課題となっております。このことにつきましては、今回もその都度県の方には要望しておりましたが、今回3月終わった後で、一年の町の総括として、もう一度県の方にしっかりと要望させていただきたいというふうに感じております。

県につきましては、国道307号線につきましては、宇曾川より北の方が雪寒地域ということで、充実した対策がとられているんですが、今回日野町につきましては、南にはございますが、国道307号線の境については、今までから渋滞が起こっている箇所でございますので、この点については雪寒地域ではありませんが、そのことも強く言うていきたいというふうに思っております。

また、融雪装置につきましては、今年の28年度の要望で、個別に大谷の融雪装置の設置につきましても、既に東近江土木事務所長には伝えております。また、今回東りの坂もどうやというご質問もいただいていたので、そのことも踏まえて、再度総括と同時に、東近江の方には伝えていきたいというふうに感じております。

融雪装置につきましては、地下水をくみ上げて、それを道路にまくということを聞いております。表面水ですと水温が低いので、それを水でまきますと凍結するおそれがあるので、地下水をまくということを聞いておりますので、その地下水の容量だとか、そこら辺が今後の課題になってくると思われませんが、その辺県について、しっかり調査をしていただいて、融雪装置ができるような、そのような配慮をしていただきたいというふうに思っております。

通学路の除雪でございますが、こちらの方もご質問を既にいただいておりますが、現在日野町の方では、集落間の幹線道路の方を中心に除雪の方をさせていただきますので、実際問題として、通学路、歩道等については、なかなかできかねる状況でございますので、地域の方にご協力をしていただいて対応していただいて、大変ありがたいというふうに思っております。

先ほど言われた高齢者の除雪隊の方なんですが、そのようなことを町で組織する

ことも、なかなか難しゅうございますので、地域として取り組んでいただければありがたいなというふうに感じております。

また、地域の取り組みでは、機械でそのような除雪の方でございますが、トラクターにつけるような排土板を除雪用に改良する工事の補助金を、少しではございますが町の方で設けてございますので、そのようなことを、トラクターとか、そういうものでしていただくことも考えていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 齋藤議員から、登山者のための綿向山駐車場ということで、今の駐車場の台数では足りないというようご指摘もございます。確かに、第2回目の大雪のときに道路に登山客の車があふれまして、大変ご迷惑をかけたと、ご不便をおかけしたなというふうに思っています。3回目につきましては、その点のいろいろ対策ということで、県道脇の残地とか、その辺につきましても開けさせていただいて、さらにそれでも足りない場合につきましては、先ほども齋藤議員さんも申されましたように、8時までにはもう満車になるということだったので、7時過ぎから職員の方が現地に行かせていただきまして、満車になった時点で、役場の駐車場とか、そこから公共交通機関を使っていただきたいなというようお願いをしようということで、対策させていただきました。

現地を見ていただきますと、斜面というところに駐車場も設けさせてもろうていますが、全体として斜面になっていますので、これ以上、なかなか広げる場所が少ないのではないかなと。今後、検討課題にはなるかなと思いますが、先ほどの話のように、森林組合とかも相談させてもらいたいとは思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再々質問させていただきますけど、住民周知として、こういう制度があるということを案内していただくということでもあります。

その中で、今も答弁が福祉課であります。普通、建設計画課の方での対応かなというふうに思うんですけど、そこも含めて、窓口は福祉課でええのか、そしてその調査なりした結果での補助制度はということになろうかと思うんですけど、その部分は、当然建設計画課も含めて対応していただきたいなと思うんですけど、そこら辺の相談に乗っていただくということでのお願いをしたいわけですけど、その辺のご説明をお願いしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** ただいま再々質問をいただいたわけでございますが、住宅見舞金の窓口は役場福祉課ということで、福祉課が窓口として対応させていただきます。ただ、そうはいいましても、ビニールハウスであるとかいろんな被害がある

と思います。それは役場、農林課、建設計画課中心に、どの課であっても受け付けはさせていただきます。

しかし、住宅見舞金としての窓口は福祉課ということで、ここは福祉課が窓口として対応させていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** きちっとそこら辺の対応も各課の方で全体での対応を、お願いしたいというふうに思います。

最後に要望といたしますけど、日野町は、周りが山林に囲まれて盆地でという状況であります。積雪が多く、雪の影響が大きい地形となっております。道路除雪対策は県に依頼する部分が多いことから、県への要望強化をしていただくことが重要であります。今回の大雪は、町民みんなが被害者であります。地域と共生、さらには議会をも力を合わせ、道路環境改善に取り組むことが必要と考えております。

昨日は高橋議員の一般質問にもございました、一緒に頑張りましょうというお言葉に感動いたしました。執行部の皆さん、一緒に改善に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に2つ目の、町の文化振興計画について質問いたします。

先月2月5日に、国の重要無形民俗文化財指定を目指して、日野曳山保存会主催によりまず日野祭囃子共演会が開催されました。曳山を所有される17組が結集され、祭囃子を順次演奏され、共演されたとお聞きします。こうした共演会開催は初めての開催で、聞き応えのある見事なものであったようにお聞きしております。

長浜曳山祭は毎年4月に開催される祭りで、京都の祇園祭、高山市の高山祭と並んで、日本三大山車祭の1つであります。長浜曳山祭の曳山行事という名称で、1979年（昭和54年）2月3日に重要無形民俗文化財に指定され、今回ユネスコの世界無形文化遺産に登録をされることが決まっています。

800年からの歴史のある日野祭は、祭りを取り仕切る袴（かみしも）で装う芝田楽の神調社の行列に始まり、3基の神輿、16基の曳山は、実に豪華絢爛の祭礼行事祭として評価される、県指定無形民俗文化財となっております。

滋賀県の無形民俗文化財を調べますと、国指定重要無形民俗文化財は、長浜曳山祭の曳山行事、そして日野にあります近江中山の芋競べ祭、そして、野洲の三上のずいき祭があります。そして、通告書には3件と書いて通告しておりましたが、昨年2016年に大津祭の曳山行事が指定され、4件となっております。国選択無形民俗文化財は8件、県指定無形民俗文化財も8件で、その1つには日野曳山祭があります。県選択無形民俗文化財は69件で、その中に、日野町では日野祭、中山芋競べ祭り、そして日野のホイノボリということで、南山王祭をはじめとする、町内7つの神社でのホイノボリがあります。

こうした日野町の伝統文化芸術を、次世代へと維持継承していくことが大切であります。こうしたことから、今後も共演会開催を継続していただきたいものでございます。日野町の文化政策の基礎となる文化振興の基本計画を策定し、どのように日野のまちづくりに生かしていくか、位置づけていくことが重要であると考えます。

日野町にはもう1つ、昼には浴衣姿の子どもたちが町内を練り歩き、100本からの松明が夜空を舞う勇壮な夏祭りであり、上野田の火振り祭もあります。これも県選択無形民俗文化財の選択はされていません。そこで、お伺いいたします。

1つ目に、町は文化振興基本計画を策定し、位置づけされていますか。

2つ目に、国指定重要無形民俗文化財登録への考えと取り組み状況をお聞きします。

3つ目に、県選択無形民俗文化財に、上野田火振り祭登録の検討はどうでしょうか。

以上の3点についてお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** はじめに、本日の午前中の町内各幼稚園におきます卒園式、無事に挙行させていただきました。議員の皆様方には、ご多様の中、ご臨席を賜りましてありがとうございます。

それでは、齋藤議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、町の文化振興基本計画の策定について、ご質問をいただきました。国では、平成13年12月に文化芸術振興基本法が制定されまして、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与することを目的とするとされています。

日野町では、文化芸術振興基本法の趣旨を踏まえまして、第5次総合計画の中で、町のたからの再発見、また、伝統文化・芸能の継承、また歴史資産の保全活用、そして文化芸術活動の創造と享受、さらに歌声が響くまちづくりなどの施策を位置づけてまして、着実に推進しているところでございます。なお、滋賀県では文化振興基本方針としまして、また、大津市、近江八幡市では文化振興基本計画としまして、独自の取り組みをされているところでございます。

日野町には、美しい魅力ある風景が残る地域がたくさんございます。そしてそこで継承されてきた有形、無形な文化財や、また生活があり、そして文化活動に取り組んでおられる多くの方々がおられます。こうした基盤を大切にして、さらなる文化の振興に取り組むことが重要と考えております。

続きまして、国の重要無形民俗文化財指定への考えと取り組み状況についてのご質問をいただきました。

国の重要無形民俗文化財の指定を目指すということは、町の文化財の保存、継承ならびに地域振興、観光振興にとりまして、意義のある取り組みと考えております。

日野曳山保存会におかれましては、日野曳山祭の国重要無形民俗文化財指定に向けた取り組みを進めておられまして、先日開催されました日野祭囃子共演会では、日野祭の歴史を共に学び、そして祭囃子の技術向上と次世代への継承、さらに各町内の交流が図られたところでございます。今後指定を目指すには、曳山を保存、継承する団体である曳山保存会の皆様や、曳山を所有されている町内の皆様と一緒に理解し、取り組んでいただくとともに、日野曳山祭を保存、継承していく上での体制整備や、さまざまな事務手続が必要となりますことから、これらの面におきまして、ともに歩むことを基本に、必要な支援をして、地元の行政が両輪となって取り組みを進めていくことが重要と考えております。

続きまして、県選択無形民俗文化財に、上野田の火振り祭選択の検討はどうかとのご質問をいただきました。上野田の火振り祭につきましては、町内に数多く伝承されている祭りの中でも、その規模や華やかさから、日野町の歴史、風土を知る上で欠かすことができないものでございます。教育委員会におきまして、町史第6巻民俗編におきまして、詳細な調査を実施し、詳しく紹介をしているところでございます。

県の文化財指定選択につきましては、滋賀県レベルの案件でございますけれども、今後は火振り祭を含め、日野町内に数多くございます多様な民俗行事や幅広い分野の文化財に対しまして、保存および活用していくためには、どのような取り組みが必要なのかということについて、研究してまいりたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再質問させていただきます。

日野町には、長い歴史の中で、伝統文化、芸術が継承され、文化振興協会のもとで、文化芸術活動が展開され、育まれているところであると認識しております。

そうした中で、3点質問をいたします。

1つ目に、日野町では、第5次総合計画の中で施策を位置づけ推進しているということですが、滋賀県をはじめ、近隣では近江八幡市、甲賀市でも、文化芸術の振興計画をしっかりと策定されておりますので、日野町でも策定に向けた取り組みを検討されてはどうかと考えます。町のお考えをお聞きいたします。

2つ目に、国の重要無形民俗文化財指定に向けた取り組みの推進をしていただくことのお返事をいただきましたので、期待をするところでございます。指定に向けた体制整備や、さまざまな事務手続が必要とのことですので、指定に向けた準備を計画的に進めていくことが必要かと思っております。このことから、今後どのように

取り組まれるのか、その計画などのお考えがありましたら、町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして3つ目に、日野町には、各地域においてそれぞれに見事な祭礼行事がありますが、文化財の指定となりますと、宗教分離等の制限がある中で大変難しいものがあります。文化財の指定を受けることによるメリット、デメリットが生じてまいりますので、そこも十分理解した上で、取り組みが必要になるというふうに思います。上野田の火振り祭でも、そういう地元理解が必要と考えますが、前向きな検討をお願いしたいと思います。町の取り組みに対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上3点について、再質問させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（山本和宏君）** 齋藤議員さんの方から、文化振興にかかわりまして、3点の再質問をいただいたところです。

まず、文化振興基本計画に際しまして、策定する予定というようなところでのご質問であったというふうに思います。

まず、文化というものにつきましては、私たちの心の中での潤いであるとか、活力をもたらすとともに、人と人との交流を広げ、また地域の活性化に大きな役割を果たすものというふうに考えています。その中で、いろいろな芸術鑑賞であったり、芸術の創作、また体験、交流、また調査、研究、支援とさまざまな活動が考えられるわけでございます。町におきましては、第5次総合計画基本方針の中で、再発見、近江日野の歴史と文化に愛着を持てるまちづくり、また創造文化が息づくまちづくりということを政策として掲げまして、まちのたからの再発見と情報発信を進めるといった施策を推進しているところでございます。

具体的には、町や地区での文化祭の開催であったり、展示会の開催、また町民わたむきホールを中心とします各種の催し物、公民館での催し物であったり、講座、セミナーの開催、また文化団体への支援、そして文化財の保存、継承、伝承等の取り組みに積極的に取り組んでいるところでございます。

第5次総合計画の政策をより一層推進できるように、今後も努力してまいりたいというふうに考えておりますし、平成27年10月から始まっています暮らし安全ひとづくり総合戦略の中での施策も、いろいろ頭の方に置きながら、今後の文化振興を図ってまいりたいというふうに考えておるところから、今後町の文化振興基本計画を策定するという予定につきましては、今のところは持ってございません。ご理解の方、よろしく願いたいと思います。

続きまして、重要無形民俗文化財への今後の取り組みということで、ご質問をいただきました。日野曳山祭につきましては、歴史的価値が高く、重要無形民俗文化

財の指定を、今後受ける条件を十分に満たしているというふうに認識はしております。また、指定を受けることで、このお祭りを後世に適正な状態で引き継いでいくことが、より確実になるかなというふうにも考えています。今後指定を目指すにあたりましては、非常に多くあります課題や悩みを、行政はもちろんのこと、曳山を所有されますご町内、また祭りに関係いたしますところのご町内であつたり関係者の方々とともに、そういった課題を共有し、ともに協力して解決に向けて進んでいくことが、大変重要なことであるというふうに考えます。

また、あわせまして、祭りにかかわる地元町内だけではなく、日野町全体での団結した盛り上がりも必要になってこようというふうに考えます。今一度、町民みんなで、改めて日野祭というお祭りを学び、また理解し、重要性を認識するとともに、行政としての責務、また関係団体としての責務、そういったものを今後の解決、またそういった部分の中での今後の解決していくべき課題を、各種団体様方とも整理し研究しながら、こういった部分での国指定に向けて、行政と町民の方々とタッグを組みながら進めていくことが必要であるというふうに考えておりますので、また、議員各位のご支援もお願いしたいというふうに思います。

最後にもう1点、火振り祭などの今後の継承についてでございます。文化財を保存、活用、継承していくには、地域に点在します各種の歴史伝統的な遺産を、指定されているとか未指定という部分にとらわれず、周辺環境を含む総合的な中での考えで取り組んでいくことが必要と考えます。また、先ほども申しましたが、住民意識の熟成というものが大変大切になってまいりますので、学習会等を開催し、理解し、この中で普及啓発を図っていくことも必要かなというふうに思います。文化財の指定にあたりましては、財政的支援やまた知名度アップによります観光振興に非常に利点もありますが、反面、保存伝承については、さまざまな制約がかかるといった場合もございます。その双方につきまして、地元の皆さんとともに十分の理解を深めた上で、火振り祭をはじめとします民俗文化財の今後の伝承については、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 今の回答で、大体町の姿勢というのが分かったように思います。再質問はいたしませんけど、最後に要望といたしたいと思います。

日野町には、文化財保護法に基づく有形文化財、そして無形民俗文化財、史跡天然記念物が点在しております。貴重な文化財を日野のたからとして、次世代へ維持継承していくことが重要と考えます。この日野のたからをまちづくりに生かし、日野町の文化芸術の振興に努めていただくことが必要かと思っております。文化財指定においては、ご回答いただきましたように、地元と行政が両輪となって取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** はじめに、通告書に記載しました平成29年1月末人口数が違っておりました。人口2万1,830人、226人減少に訂正をお願いいたします。

それでは、分割で質問させていただきます。

まず、定住、移住の促進についてお伺いいたします。

日野町の人口推移を見てみますと、平成28年1月末では世帯数7,916世帯で、人口は2万2,056人でありました。平成29年1月末には7,970世帯で、人口は2万1,830人となっており、人口は226人減少し、世帯数は54世帯増となっております。

我が町においても、人口減少が続いている状況にあります。2月25日の地方紙で、第24回町民世論調査結果が掲載されておりました。人口減少を食い止める有効な施策として一番多かったのが、若者の町外流出防止という結果でありました。町民の多くが、若者の定住促進施策を望まれているのではないのでしょうか。そこで、定住、移住の促進の中で、住む場所をつくるという視点で何点かお伺いいたします。

1点目は、空き家対策の1つとして、空き家の利活用促進に取り組まれております。空き家情報登録制度の現状をお聞きいたします。また、他市町では、お試し住宅など、移住してきても、すぐに安心して生活できるような取り組みをされているところもあります。日野に移住されてこられた方々の状況はどうでしょうか。困られたことなどはないのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

2点目は、空き家見学ツアーのアンケート結果などでは、移住希望者の中で、家庭菜園や農業を希望されている方が多いようです。また、空き家情報登録制度に登録された物件にも、畑や田を所有されている物件も見受けられます。農業委員会との連携や、移住者の希望に添えるような対応について、町のお考えをお伺いいたします。

3点目は、町内の若者が定住しやすいよう、住宅地開発や空き地利活用など住宅施策について、町のお考えをお聞きいたします。

4点目は、移住、定住促進補助金事業などを実施し、新築や中古住宅購入時の補助金等の居住支援をされている市町もありますが、当町の補助金事業など、居住支援へのお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 定住、移住促進についてご質問いただきました。

まず最初に、空き家情報登録制度の状況についてでございますが、平成29年2月末現在で、43世帯、113人の利用がございました。また、こうした移住された方の状況についてでございますが、個々の状況までは把握できておりませんが、アンケート調査等の結果からは、地元自治会等とうまくやられている方が多いと感じております。

次に、移住希望者の農業希望への対応についてでございますが、空き家見学ツアーのアンケートに限らず、日野町への移住を検討される方の多くが、家庭菜園などの小規模な農業をしたいと考えられておられます。現在のところ、空き家と同時に農地を取得する場合は、新規就農者としての要件を満たすことが必要であり、移住者への課題の1つとなっております。こうしたことから、農業委員会へ農地の取得要件についての緩和を要望しているところでございます。

次に、若者の定住対策についてでございますが、町内には未利用となっている市街化区域があり、この区域を宅地として整備することも、政策の1つとして必要であると考えております。また、町内には、土地区画整理事業で整備された住宅地や、湖南サンライズ等の既存の住宅団地に、未利用地が存在いたしております。また、市街化調整区域内の既存集落においては、更地に誰もが住宅を建てられるよう、都市計画法の規制緩和に向けた要望も行っております。若者の定住政策として、定住宅地の確保とあわせて、総合的な取り組みが必要であると考えております。

次に、移住、定住を促進するための補助制度についてでございますが、町では、従来の住宅リフォーム制度に加え、空き家情報登録制度を利用した、移住者の住宅改修に補助をいたしております。また、住宅購入時の補助金での対応については、若者や子育て世代等の移住、定住対策として、他市町の状況も研究する必要があると考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは再質問をさせていただきます。

再質問の1点目ですけれども、空き家と同時に農地を取得する場合は、新規就農者として要件を満たすことが必要で、町としては農業委員会へ農地の取得要件についての緩和を要望しておられるということでございましたが、農業委員会に要望されて、現在の進捗状況が分かれば、教えていただきたいと思っております。

2点目は、既存の住宅団地に、まだ利用されていない土地を、私も大変多く見かけます。また、空き家を取り壊された後の空き地なども、存在していると思っております。人口減少対策特別委員会の中でも、空き地の利活用を要望する意見が多くあったと思っております。空き地情報登録制度などの取り組みの状況をお伺いいたします。

3点目は、町内住民も移住希望者の方も、新築住宅購入時に補助金支援策を考えていただきたいというふうに私は思うんですけれども、空き地を利活用することを進める中では、これも必要ではないかなというふうに思います。町内若者の定住促進にもつながっていくというふうに考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

以上、3点の再質問をよろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 中西議員より、農地取得の緩和に向けての、農業委員会での審議の進捗状況というようなご質問でございました。

農業委員会では、農地法3条の方で農地を権利取得する場合については、取得面積を含めまして50アール以上の面積がないと、取得ができないというような要件がございますので、その緩和に向けての協議をしまいでございます。全国の多くの市町では、最近の少子化、また農業者が少なくなっている、それから耕作地が非常に荒れてきているというような状況を受けて、その五反というのを、基準を下げているというようなところが増えております。

町の農業委員会におきましても、そういったことを受けて、昨年11月から4回の委員会を設けまして、検討をしております。それから、先日2月には、先進地ということで視察にもまいったところでございます。

ただ、そういった議論の中で、五反要件を下げるのではなくて、もう少し定住に向けた対応ができないかということで、全国でも数が6件ほどあるんですけども、定住に向けた空き家登録とあわせた農地の取得について、面積緩和をされているところがございましたので、そこに視察に行かせていただきまして、現在検討ということで、できれば4月にはしっかりと固めて農業委員会が告示をすれば、その五反というのを下減面積が緩和できますので、4月には決定させていただければというような動きで、今、委員会の中で検討しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま中西議員の方から、2点質問をいただきました。

空き地の情報制度というのを、どうかということでもございました。私どもも、住宅を進めているという方向で参っています。前にも申しましたとおり、空き地の制度につきましては、全国的にも非常に例が少ないというところで、これはなぜかと申しますと、実際には、民間の方で、やはり空き地というのは、圧迫されないように、行政があんまり立ち入っていないというところだそうなんです、今回空き家の情報制度とあわせて、その辺も県の宅建協会の方と協議をさせていただきました。地元の宅建協会の会員さんも含めて、この空き家、それから空き地という形で、それを扱う協定の方を進めさせてもらうということで、今、話をさせてもらっています。空き家の方は従来からございますので、その辺の締結の問題が起こらないように、選択をされる方は、それを宅建の業者の方を入れて進めていただく。空き地の方は、どちらかという、専門の方でございまして、これは町の方で情報提供はさせていただきますが、手続は基本的には、宅建協会の方で、会員さんの方で地元の登録いただいた方にさせていただくという方向になるのかなというふうに、今現在考えております。そうしたことで、来年度早々には、その辺も進めさせてもらえる

かなというふうに考えております。

それから、新築住宅と中古住宅の補助でございます。これにつきましては、各市町、全国的にいろいろなところを調べさせてもらっております。額が大きいものに対して、数パーセントとして上限を設けられているところと、割に額が小さくても、率を大きくして額をそれなりにされているところと、いろんなパターンがございます。そういう部分についての研究も当然必要なんですが、もう1点は、この空き家を含めて、今後空き家の特措法の関係もございまして、町としての空き家をどうするのかという計画をつくる中で、そうした空き家の活用、もしくは潰す場合も含めてどうしていくのかというのを、考えていかならんかなということがございます。それは当然補助金の関係も含めて、考えていかならん部分でございますし、さらに今おっしゃったように、新築云々の部分につきましては、これは定住の部分もございまして、地域内循環という部分での考え方もできるのかなと。例えば、今のリフォーム制度も、そういう部分がございますので、そういうことも含めた中で、検討は必要なかなというふうに考えています。

今はそういう状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 新築、改築も含めてなんですけれども、移住者の方も増えていただきたいんですが、町内の若者にも、やっぱり定住していただきたいという要望も、多くあるというふうに思いますので、新築とかがしやすいような対策も考慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、今、資源を最大限生かしながら、新たな戦略で町の活性化を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、公共交通の充実についてお伺いいたします。

近年、高齢者ドライバーによる交通事故が続いています。政府と自治体は、さまざまな対策を進められていますが、75歳以上の免許保有者数は増加していると言われております。県や自治体で、自主返納高齢者支援者制度など取り組みも進められていますが、生活の必要に迫られて、自動車を手放せない人も多いと思われまます。技術革新による安全運転サポート車の研究や、住宅地域ではスピードを出しにくい道路を整備するなどの、総合的な安全対策も必要だと思っています。今後も高齢化が進むと予測される社会にあって、高齢者が利用しやすい移動しやすい移動手段の確保が重要になってまいります。

第5次日野町総合計画に係る住民意識調査結果では、定住意向の設問に対して、今後も日野町に暮らしたいと思わないと回答した人の理由で最も多かったのは、交通の便が悪いから、車がないと不便。次いで多いのが、老後の暮らしやすさに不安を感じるからとなっております。また、転入転出アンケートでは、転出者の評価とし

て、日野町の不満なところでは、交通の便が最も多くなっており、定住促進を進める上でも、交通の利便性を考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。

特に、公共交通の充実は、喫緊の課題だと思っています。町でも、2月の広報ひのこの中で、公共交通の現状として、このまま利用者が減少すれば、現在の運行も維持することが困難になります。公共交通は、子どもや高齢者など交通手段を持たない方にとって、通学や通院、買い物など、日常生活になくてはならない移動手段です。また、現在自動車を運転している方も、今後運転しなくなったときには必要不可欠ですと書かれており、みんなで乗ろう、公共交通との啓発をされています。誰もが利用しやすい、ニーズに合った交通体系で、利用者増になることを願ひまして、何点かお伺いいたします。

1点目は、町として公共交通の現状と今後の見通しをどう分析し、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、利用者が減少し続けていると思いますが、利用者のニーズに合った運行になっているのでしょうか。満足度は、どれぐらいと考えておられるのかお聞かせ下さい。

3点目は、デマンドタクシーの利用状況を教えて下さい。また、現行よりも拡充して、乗り合いタクシー的な運用方法の検討はできないのでしょうか、お伺いいたします。

4点目は、近江鉄道日野駅再生プロジェクトを立ち上げられ、歴史ある駅を次世代につなげ、来訪者と地域の心の玄関として、まちづくりの拠点交流施設として、駅再生に取り組んでおられます。町民の皆さんの期待は大変大きいと思っております。そこで、日野駅を拠点として、駅と連携したバス運行などの取り組みは考えておられるのでしょうか。蒲生氏郷公などデザインされたラッピングバスを活用すれば、日野に来られた観光客の皆さんにPRができ、観光振興につながればと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 公共交通の充実について、ご質問をいただきました。

現在、日野町内では、近江鉄道による路線バス（日八線）と鉄道が運行されているほか、町営路線バスとデマンドタクシーを運行しておりますが、利用者は減少傾向にあります。中でも、町営路線バスについては、利用者と運賃収入の減少により、運行を維持するために、多額の費用が必要となる状況が続いています。今後、高齢化は進むものの、利用者が大きく増えることは難しいと考えていますが、日常生活に必要な移動手段として、現在の公共交通を維持、充実する方向で検討していくことが必要と考えております。そのため、利用者のニーズの把握と反映により、利便性を向上させ、利用促進を図るとともに、運行経費の節減に努めた持続可能な公共

交通体系の構築が必要と考えております。

次に、利用者ニーズに合った運行となっているのかということでございますが、町営路線バスについては、年2回動態調査を行い、利用状況の確認や可能な範囲で利用者の意見の聞き取りを行うなど、利用者や地域のニーズを可能な限りダイヤやルートに反映するよう、定期的な見直しを行い、限られた運行経費の中で、満足度の向上に努めております。

また、デマンドタクシーについても、公共交通空白地対策として住民のニーズに合わせた見直しを行い、平成28年度からは、新たに十禅師地区への運行を始めたところでございます。

次に、デマンドタクシーの利用状況と拡充についてでございますが、デマンドタクシーの利用者は、平成26年度が839人、27年度は424人と、児童の通学利用がなくなったことにより大きく減少しておりますが、平成28年度は、新たに運行開始した十禅師地区の乗り入れにより、2月末現在で533人となり、前年度よりは増加しております。デマンドタクシーは、公共交通空白地対策として、現在1台の車両により試行運行しております。しかし、それを拡充することとなりますと、公共交通空白地対策ではなく、路線バス等の運行区域を運行することになるため、町内の公共交通全体の見直しを図る中での検討が必要であると考えております。

次に、日野駅についてでございますが、町の玄関口として、鉄道やバス、タクシーなど、公共交通の結節点となる重要な場所であるため、鉄道およびバス事業者と連携し、乗りかえ時の接続がスムーズになるように配慮したダイヤの改正に努めております。また、現在、町営バス1台に蒲生氏郷公をモチーフにしたイラストをラッピングし、定期バスとして運行しております。以前にも、近江鉄道と連携して「中二病でも恋がしたい」のラッピングバスを走らせたところ、多くの観光客の皆さんにPRできたため、今回もこのラッピングを活用して、蒲生氏郷公生誕の町日野町を、町内外へ発信していきたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、3点について再質問させていただきます。

町でも、公共交通については、大変苦慮されていることだと理解をしております。また、地方の多くの市町が取り組んでいる問題でもあるというふうに思っております。急激に拡充できることではないと思いますし、工夫を重ねながら、より改善をしていただき、町民の皆さんに理解と協力をいただきながら進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

そこで1点目でございますが、町営路線バスの動態調査や聞き取りをされているということでございますが、もっと住民アンケートですとか老人会にアンケートをするなど、またより多くの調査をしていただけたらなというふうに思うんですけれ

ども、そしてまた意見を少しずつ反映する取り組みをしていただきたいというふうに思いますが、今後の取り組みがありましたらお聞かせ下さい。

2点目でございますが、今後のデマンドタクシーの拡充は、町内の公共交通全体の見直しを図る中で検討が必要というご答弁がございましたが、全体の見直し計画をお持ちなのか伺いたします。

3点目でございますが、日野駅の再生とともに、日野駅を降りられた方への、近江日野商人館やまちかど感応館、また近江日野商人ふるさと館へ誘導する観光振興での取り組みで、バス利用者を増やすことはできないのでしょうか。ひなまつり紀行では、多くの方が日野商人館などに来られていたというふうにも思いますけれども、またラッピングバスを見かけましたが、とてもインパクトのあるバスでございまして、多くの方に見ていただき、また乗っていただきたいなというふうに感じたところでございますけれども、どこの路線を運航しているのかお聞かせ下さい。

以上3点、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま中西議員の方から、再質問いただきました。

1点目でございます。バスの改善ということで、動態調査の取り組みといいますが、今後どうするのかということでございます。住民アンケート、それから、より多くを対象とした調査というのは、非常に必要な部分ではございますが、今まで調査は、総合計画とかそういう大きな計画のときにさせていただく。それからあと、デマンド等を実施させていただく等、新しい部分については、アンケートをさせていただいています。大きな形でさせていただくのは、確かにいろんな声をいただくのですが、実を申しますと、若干無責任という語弊があるんですけども、まあすればいい、こうすればいいと言うて、それをする割にはご利用いただけないというのが実際ございまして、そこの集落で本当に真摯な形のそういうアンケートでない、なかなかどうかなというのが、実際今までやった経過の中の話でございます。今おっしゃった中で言えば、多くの高齢者、これから高齢者の方中心になってきますので、そういう方々については、じゃあどうなんだというような、もう少し的を絞った形の方がいいのかなと、ちょっとその辺は今後検討させてもらったらというふうに考えております。

それから、デマンドタクシーについての全体的な経過の見直しということ。私どものところの町の方の今のバスの体系というのが、非常に難しく、通学のバスに活用した中でバス路線を組んでいるというのが、大きな1点重要な部分なんです。そのために、実を言いますと、一般の方には、そのあいた時間で若干運行させていただいているという部分がございます、そこへ今の乗り合いタクシーの形を入れてくるというのは、非常に難しい部分がございます。乗り合いタクシーというもの

が、公共交通として見たときにどうかと申しますと、乗り合いタクシーというのは、行政側、いわゆる負担側からすれば、できるだけ利用せんといてと、乗らんといてという方が、実際には経費としてはかからないんですね。ところが公共交通というのは、本来みんなで守るものだからとすると、やっぱりバス路線というのがあって、みんなが利用して乗ろうやないかというのが、本来なのかなというふうに考えています。それが時代の流れの中で、どうしてその課題を解決するのか。1つの方法として、今のデマンドの方があるわけでございますけど、そういった意味からすると、今のダイヤが割とガチガチになっている部分がございます、そこへ突入するというのは、なかなか厳しいのが実際の話です。でも、そうはいうものの、先ほど言いました調査をし、ニーズの中で、変えられるものは変えていくということが大事かなと思っていますので、今の現状で、そんな形で調査をする中で、全体として、やっぱりこうしていかなあかんということになれば、全体の見直しは必要かなというふうに考えております。

ラッピングバスについては、バスは6路線あるんですが、それをいろいろ変わって走りますので、どこを走るといふ決まりがなく、日によって違うところを走っていますので、見かけたときに、あつという感じになって、事前にどこを走っているかというときには、近江さんに、今日はどの路線を走っているかということで確認させていただいて、お知らせはさせていただいているのが現状なんでございます。

日野駅とバスの関係ですが、これはもう最低限のこととして、鉄道があって、そして日八線のバスがあって、そして日野町営バスがあると、この3つができるだけうまく重なるように、毎年これはもう見直しをさせていただいて、恐らく近江鉄道は、もともとはJRにつながるように変えておられます。近江鉄道が変えられますと、日八線を見直します。日八線は、実を言うと近江鉄道ではなしに、近江八幡のJRの駅を見て変えられます。駅とバスを見ながら、町営バスをどう入れるかというのを、連携する形で調整させていただいているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 中西議員から、駅から町なかへのバスの運行ということは考えられないかという部分でございますが、基本的には、今、企画振興課長が申しましたように、近江八幡駅から北畑口まで日八線が運行されている中で、日野駅から町なかへというルートについては、こちらの方に乗っていただくということで、逆に、土日につきましては、駅前の観光案内所の方で案内業務ということで、そちらの方でパンフレットも配置しながら、町なかへの誘導を現在も図らせていただいていますし、今度駅の方もきれいに改築されますと、そちらの方にも観光案内所の方も充実させていただく中で、ご案内の方もさせていただけると思いますし、町なか、ないしは商人館、ふるさと館への誘導ということも、その辺でまたできてい

くのかなというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 再々質問なんですけれども、アンケートなんですけれども、確かに今全体的に住民アンケートというよりも、絞った方が、私もいいのかなというふうに思います。もちろん、高齢者の方の老人会でありましたり、また、高校生でありますとか、若い方にも、何かのグループでありますとか、そういうところに行かれて聞き取りですとか、すごいアイデアとか、発想というものもできるのじゃないかなと思いますので、そういう点についてはどうでしょうか。

それと、観光振興についてなんですけれども、観光案内所、もちろんそこでしていただくと思うんですけれども、3館連動とバスとで連携をとっていただいて、ひなまつり紀行の間ですとか、棧敷窓もあると思いますけれども、そういうイベントのときですとかは、そういうチケットをつくるとか、そういう発想で、連動的なものを考えられないのかということ、もう一度質問させていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま、再々質問ということで、いわゆる住民さんの意向を聞いて、どのように反映するかという部分です。おっしゃるとおりでございまして、アンケートの形もありますし、乗っている方だけの聞き取りはさせていただいていますけれども、確かに乗っておられない方については、実際にそこまではしていないので、今おっしゃったように、どの範囲で、例えばアンケートも含めて、それから乗っておられる方の意見も含めて、若干ちょっと整理をさせていただく中で、こういう意見があるのだということも含めて、そうした老人会の方、それから高校生の方では、どうしたらもっとよく乗ろうと思うとか、どういう形で魅力ある交通体系にできるかということを含めて、それも1つの案だと思いますので、またぜひとも実施できたらというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** ただいまご提案いただきましたように、確かに町なか観光、先般行われましたひなまつり紀行におきましても、やはり公共交通機関をご利用の方もたくさんおられますので、その時点での増便というんですか、そういうようなのも考えられたら、やっていきたいなと思うんですが、数を増発することによって、費用対効果というものも踏まえながら、検討していきたいなと思います。

歩かれる方は、駅から直接会場までも歩いておられるということも現状でございしますので、その辺、またちょっと検討の方をさせていただけたらなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 誰もが、今後も効果的な運行をしていただいて、日常生活の移

動に困らないように、そしてまた自由に出かけられる公共交通であってほしいというふうに願っておられると思っております。

先日、先進地であります岡山県玉野市に行かせていただきました。コミュニティーバスと乗り合いタクシーを組み合わせた公共交通システムを確立されて、地域の実情に応じたサービスで、利用者等の生活をあげておりました。先進地にも学んでいただきまして、日野町に合った公共交通体系を構築していただきますように、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 通告に従いまして、私も分割にて2問の質問をさせていただきますと思います。

高齢化社会と空き家の有効活用についてです。少し中西議員とも、答弁が重なると思うんですが、よろしく願いします。

高齢化社会が進む現在、日野町にとどまらず、わが国は、これより未曾有の高齢化社会を迎えようとしています。これまでの高齢化社会とは比べ物にならない、超高齢化社会といっても過言ではないでしょう。今後を生きる人たちは、この超高齢化社会に、どのように立ち向かっていくかがポイントになっていくでしょう。健康で活動できる間は、自己責任に基づき、身の回りのことは自分で行うという自己力を高め、長い人生を生き生きと自立し、誇りを持って社会の支え手や担い手として活躍でき、支えが必要となったときでも、尊敬のある生き方ができる社会の実現が重要であり、全ての高齢者が尊厳のある生き方ができるよう、これまでの人生65年を前提とした社会から脱却し、人生90年時代に対応した超高齢化社会に、さまざまな問題点がつきまどってきます。

問題点の1つとして、高齢者の場が、今後、老人ホーム等の施設、デイサービスだけでは、対応できない時代に直面しています。同じくして、日本各地においては、市街地を中心とした各地域で、空き家の適正管理が問題視されています。日野町においては、空き家情報登録制度を利用され、平成21年度から今現在43軒で113人が町内に移住されていますが、建築組合の調査で、今現在利用できる物件は81件の空き家があり、そのうち空き家情報登録制度のホームページ上では、16件の空き家が登録されています。このような空き家をまちづくりの資源とし、有効活用し、今後の空き家活用モデルとして先進的な事例となるように、例えば、地域活動の拠点や滞在体験施設、交流施設等で、地域活性化のために、新たな発想での空き家利活用事業案として、地域の高齢者の皆様に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、老人の心身、健康の増進を図るための施設にしている前例もあります。地域の高齢者が、健康づくりや仲間づくりなどを通じて、生きがいと自立した生活を送るための主活動の場とする目的とし、地域高齢者活動拠点施設（老人憩い

の家)を設置し、各施設の管理運営を、地元住民が行っているところもあります。そこで、日野町においては、このような取り組み、補助金交付を含めての見解をお伺いいたします。

**議長(杉浦和人君)** 5番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長(藤澤直広君)** 高齢化社会と空き家の有効活用について、ご質問をいただきました。

現在、町が取り組んでおります空き家情報登録制度につきましては、空き家を大切な地域資源とし、定住促進による地域の活性化を図ることを目的として、取り組みを進めております。

高齢化社会の進行による空き家を有効活用したまちづくりということでございますが、現制度の中で、高齢者の交流施設などとして活用したいという、地域のグループや団体などから申し込みがございましたら、所有者と自治会等への橋渡しをさせていただきたいと思っております。

また、地域の課題は、高齢化だけではなく、多様な課題もありますことから、そうした課題解決に向けて取り組まれるグループや団体についても、同様の対応をしたいと考えます。

なお、補助金につきましては、他市町の事例も確認をして、研究したいと思っております。

**議長(杉浦和人君)** 谷 成隆君。

**5番(谷 成隆君)** それでは、もう1つ聞きたいと思っております。

今、このような団体からの申し出は日野町にはないということでお聞きしました。このような事例が、これから出てくる際には、いろいろと対応お願いしたいと思います。

空き家を高齢者が利用しようということになりますと、改修をする必要があるもので、そのときにこの補助をしていただけるお金が必要となるので、先ほど中西議員の答弁で住宅リフォームの補助金を、空き家の活用のところにも使われるということ、聞かせていただきましたので、その点もひとつ、少し詳しく教えていただきたいと思います。

**議長(杉浦和人君)** 企画振興課長。

**企画振興課長(安田尚司君)** ただいま谷議員の方からご質問がございましたが、改修にあたっての補助の話でございます。

実際、あの空き家登録をいただいている物件につきましては、リフォームの対象ということで、リフォーム助成の対象にさせていただいております。ただ、恐らくかなり金額がかかる部分でありますし、そうした中で、普通にその方が住むというわけではなくて、おっしゃっている分は、いわゆる地域の課題解決として、そこを

活用する。若干、住むというよりは、拠点としてその方々の生きがいの部分を地域で支えていこうという、グループなり団体になってくるのかなということになってくると、もう少し違う視点で、その制度を見直していくということになるのかなと。見直していくというのか、追加するのかちょっと分かりませんが、そういったところから申しますと、そういう視点で検討をしていく必要があるというふうに思いますので、それはほかの東近江市とか近隣の町でも、研究なり実施されているところがございますので、これも先ほど申しました、全体として空き家の壊す、利用する、含めた計画も考えていかんなんということがございますので、この中で、壊すにしても使うにしても、どのような補助金が有効であるのかという部分の中で、ちょっと検討させてもらうべきかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 28年度の空き家情報登録で、60万の予算があつて、30万使われて、空き家を改修されて、個人の人が使われている物件がありますように、今回はそういうようなのも使う予定はないのかなということと、今、住宅リフォーム改修で、金額が張るんですけど、補助10万円の使える範囲の内容を聞かせてもらいたいな。使うものが限られるのか、持っているお施主さんなのか、次に借りる人が対象なのか、その点をお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 28年度におきまして、地方創生の、若干助成というか金額を使いまして、一度他市町でやっておられるような、少しリフォームよりは高額な、30万ですが、上限とした補助制度を打ち出させていただきました。それでさせていただいたところ、利用は当然あったわけですが、どうもそれを目的というか、それに乗って言われてきたわけじゃなくて、これはあとから、こんなのがあるんですかという形で利用されたということから、そういうお金の魅力で来られるわけではないということでしたので、来年度から、リフォーム助成と同じ10万の中で対応できないかというふうに考えております。

ですから、登録制度で該当する物件につきましては、その借りる方の部分については、いろんな担保をいただくわけですが、それで対象とさせていただいているという部分と、今現在要綱がございますので、この要綱を引き継がせていただくというふうに考えております。

**5番（谷 成隆君）** 借りるものも。

**企画振興課長（安田尚司君）** 所有者はもうそのまま所有者でございますので、借りる方は、必ずこれだけの間定住するという確約なり、いろんな書類をそろえていただく中で、させていただくということで考えております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 今後、日野町にも空き家があるし、各在所にも何軒か、1割ずつぐらいでも空き家が出ていますので、ぜひとも考えていただいて、やっていただきたいと思います。

2つ目の質問に入りたいと思います。

ラウンドアバウト（環状交差点）について。昨年12月の特別委員会でも、日野町にラウンドアバウトをとという話が来ていました。そのことについて、私も平成27年6月議会の一般質問において、ラウンドアバウト（環状交差点）について質問させていただきました。また、今回県議会2月定例会で、県は長浜市と日野町の県道交差点2カ所で導入を検討しているということを私も聞きましたので、ここでもう一度、町がどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** ラウンドアバウトについてのご質問でございますが、東近江土木事務所に確認しましたところ、現在計画中であります内池地先の県道日野徳原線・内池バイパスと、町道内池水口線の交差点に、ラウンドアバウトの検討をされており、既に概略設計に取り組みられているというふうに聞いております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 先の定例会でも町長さんが言うておられましたように、国道477と必佐バイパスでは渋滞が続くと思われるので、そこではだめだということを知っていましたが、今、必佐バイパスの内池地先ということで概略設計されているということですので、私もこのことについて、また町がついていってもらうように、考えていただきたいと思います。

私は、交差点に信号機を設置すれば、必ず事故が防げるとは思っておりません。事実、信号機がある交差点でも、人身事故は後を絶ってはいません。ラウンドアバウトは、従来の信号交差点にかわる新たな交差点形状として注目され、これまでに国内において50カ所以上で導入されており、速度を落として交差点に進入することから、出会いがしら事故、右折時の事故の発生を防ぐ効果、あるいは侵入速度が低下することにより、交差点での死亡事故などの重大事故の発生を抑制する効果があり、また、信号機の待ち時間の解消、災害時の対応力の向上といった効果も期待されると考えています。

日野町にも、ぜひともこのようなことを考えるように、もう一度お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 谷議員より、ラウンドアバウトの町の考え方ということで、ご質問をいただきました。

ラウンドアバウトにつきましては、議員ご説明していただいたとおり、効果があ

るといふことも確かにあると思います。ただ、今現在、滋賀県には守山市に1ヵ所ございまして、国の方でも50ヵ所というところでございました。平成26年の法改正から使えるようになったということで、まだまだ新しいところがございます。近隣にも守山しかないということで、私どもの方も、現地の方にも行って確認はしていたところなんです、この中には、一定の交通量がないとやはりできないという部分もありましょうし、片方だけの通行量が多い時には、そのラウンドアバウトは、また不適切だなということもございまして、また見通しの悪いところだと、視距離が十分とれないとできないとか、また小さな交差点といひましても、ラウンドアバウトにしますと、直径27メートルぐらいの大きな環状が要するというところで、その辺の土地のこともございまして、いろんな問題があるかと思ひます。

ただ、停電であつたり災害であつたり、そのときにはかなり有効な手だてである交差点であると思ひますし、先ほど言ひていただいたとおり、信号機は全ての事故防止対策ではないというふうには、私どもも感じておりますので、その辺については、今後研究をしていきたいというふうには考へております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 再々質問をしたいと思ひます。

今おっしゃっていただきましたように、ラウンドアバウトは、また費用的にも整備費に3,000万ほどかかると聞いています。このことによつて、また安心・安全に道路が通行できると私も確信しておりますので、やはり道路管理者と交通管理者がしっかりと連携しないと、こういうことには取り組んでいけないと思ひますが、町長にもう一度お聞きしたいんですが、そのことにまた前向きに考へていただけるのか、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 今、谷議員がお話しされたように、ラウンドアバウトの長所があるというふうには思ひますし、建設計画課長が申し上げましたように、ラウンドアバウトをつくることについて、一定の条件というのもあるということでございまして、どの方法が、一番その地域の交通安全に対して、さらには費用対効果の面においても有効なのかということで、判断すべきものであるということで、ラウンドアバウトをつくっていかうということは目的ではなくて、交通安全対策を進める上で、ラウンドアバウトという手法についても廃することなく、平常心でという語弊がありますけれども、何をすればその地域の交通安全対策が有効に、かつ効率的に行えるのかという中で、対応していくべきものと思ひております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 要望になると思ひますけれども、そのラウンドアバウトをつくるということだけだと違ふか分かりませんが、そのお金をかけて、もしか死

亡事故でも発生したら取り返しがつかないと思うので、ぜひとも県が言われているものなら、それにまた従っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** ここで、暫時休憩をいたします。再開は15時30分から再開いたします。

－休憩 15時10分－

－再開 15時30分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 長時間にわたり、ご苦労さまでございます。あと、私を含めて2名でございますので、今しばらくおつき合いのほど、よろしくお願いいたします。

私からは、通告書に基づきまして、分割方式にて2項目お尋ねしたいと思います。

まず、老朽空き家対策についてお尋ねいたします。

資料やインターネットなどで、滋賀県内の空き家率ランキングなどを見ておきますと、日野町の空き家率はおおむね13パーセント前後で、多くの場合、県内で5番目か6番目あたりで表記されているのを見かけます。ですが、ちょっとこちらのグラフをご覧いただきたいと思います。これは2013年に総務省が行った住宅土地統計調査を、グラフ化したものであります。別荘などの2次的な住宅を除いた滋賀県内の空き家率をあらわしているわけではありますが、これをご覧いただきますと、別荘などを除いた日野町の空き家率はここですが、15.8パーセントとなっております、彦根市に次いで2番目に多いということになっております。栗東や守山や草津などは、いずれも8パーセント台ですので、住宅100軒に対し8軒ほどしか空き家がないのに対しまして、日野町では、約6軒に1軒が空き家であることを示しております。滋賀県全体での平均は11.6パーセントで、この赤いラインになっておりますので、日野町の空き家率がいかに高いかがお分かりいただけると思います。

2015年2月には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、2年が経過いたしました。この法律は、空き家の所有者に対し、空き家物件の適切な管理を義務づけ、国、都道府県、市区町村、それぞれにも空き家問題に対する役割分担を求め、さらに特定空き家という制度も定められました。特に、この特定空き家という制度では、行政代執行についても定められておまして、自治体主導で対象となる空き家を解体できるという、大変強い権限が与えられております。空き家所有者の財産権と公益とのバランスは非常に難しい問題ですが、この日野町においても、倒壊の危険がある老朽空き家問題が発生しており、私もこの問題で相談を受ける機会が増えてまいりました。

そこで、当町の老朽空き家対策の現状について、何点かお尋ねいたします。

まず1点目ですが、当町では、日野町くらし・安心・ひとづくり総合戦略の、移住、定住の促進に向けた施策として、空き家を活用した定住促進を図るため、空き家の調査を行っておりますが、その結果、倒壊の危険性がある特定空き家に認定された物件は、何軒ありましたでしょうか。また、これらの物件に対する近隣住民の方からのご相談、そしてそれに対する町行政の対応、また物件所有者の方の反応などを教えていただきたく思います。

2点目ですが、現在この日野町において、特定空き家に対する行政代執行は一度も行われていないと聞きますが、他地域では、主に通学路や道路沿いなどに、危険箇所立地する特定空き家で、行政代執行が行われた事例が多いようです。行政代執行に踏み切るには、多くの課題もあると思いますが、今後ますます増えていくであろう特定空き家に対して、町では何か対策をお持ちでしょうか。

3点目ですが、自宅や店舗などを新築またはリフォームをする場合、当町では補助金や控除などが活用できますが、老朽空き家の解体に対しても補助金を設置している自治体もございます。また、老朽した家屋を解体するには、何百万円かかる場合がほとんどですが、更地にすると、さらに固定資産税の負担額も増えてまいります。このような条件の中で、老朽空き家の所有者の方に解体を促しても、なかなか応じていただけないのが現状であると思いますが、当町でも老朽空き家の解体に対する補助金の設置などは検討できないのでしょうか。

この3点についてお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 2番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 老朽空き家の対策について、ご質問いただきました。

1点目の特定空き家等の数と対策でございますが、現在5軒を特定空き家等に認定しております。これらの特定空き家等については対応が急務であることから、地元自治会とも連絡、連携を図りながら、所有者の責務を訴え、助言、指導を粘り強く続けているところであります。また、他府県に在住する所有者には、文書だけでなく、訪問による助言、指導も行っておりますが、現在認定している特定空き家等は、除却解体に至っていないというのが状況現状でございます。

次に、特定空き家等に対する対策でございますが、町としては、所有者に対し、所有者自らが責務として解決するよう、除却方法の提案等をする中で、粘り強く助言指導を継続することとしております。

次に、解体補助についてでございますが、空き家の適正な管理は所有者の責務でございます。しかし、高額な解体費用は、空き家問題が解決されない原因の1つであるとも考えられます。指導、助言を粘り強く続けることが、町の特定空き家対策の基本ではございますが、他市町の実例などを参考に、補助制度の活用を含めた対策を研究してまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** それでは再質問をさせていただきます。

今、町長の方から、町内で認定した特定空き家が5軒あると。これらの特定空き家などについては対応が急務であることから、地元自治会とも連絡、連携を図りながら、所有者の責務を訴え、助言、指導、粘り強く続けているというご答弁がございました。また、他府県に在住する所有者さんには、文書だけでなく、訪問による助言、指導を行っている、というご答弁もございました。他府県まで行って助言、指導を行われると、これは大変なご苦勞であるというふうに思います。

実際に代執行を実行するにしましても、一時的には空き家の解体費用を町で負担する必要が生じますし、その後、空き家の所有者が解体費用の支払いに応じて下さるかどうかな問題も生じてくると思います。ですが、今年の豪雪では、昨日の蒲生議員の質問にもありましたように、手入れされているお寺や住居まで損壊の被害が出ておりますし、この先、梅雨時や台風シーズンなどになりますと、老朽空き家の倒壊や損壊の危険性がますます高まってくることは、もう目に見えております。

そのような中で、町として危険性を認識した上で、特定空き家に認定した物件が万一倒壊や損壊をし、けがをされる方が出た場合、町には全く道義上の責任はないとお考えなのでしょうか、お尋ねします。

また、助言や指導を行っている、と繰り返しお話しいただきましたが、具体的にどのような助言や指導を行っておられるのでしょうか。これもお尋ねしたいと思います。

そして2つ目ですが、所有者自らが責務として解決するよう、除却方法の提案等をする中で、粘り強く助言、指導を継続する、とのご答弁でございましたが、現在ご提案されているこの除却方法というのはどのようなものなのでしょうか、これもお聞かせ下さい。

また、所有者が、解体したいのはやまやまだが、解体費用をどうしても用意することができないと返答された場合や、極端な話になりますけれども、町の行政代執行を受けた後、土地を押さえて転売までしてもらえらるのなら、かえって代執行してもらった方がありがたいというような返答をされた場合、町としてどのように対応されるのでしょうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 今ほど後藤議員さんの方より、老朽空き家対策について再質問を頂戴いたしました。

今現在、日野町には5軒の特定空き家がございます。その中で、先ほどから答弁で申しましたとおり、当然所有者の責務が第一でございますので、その点につきましては、今までから指導、助言の中で報告をさせていただいています。

町に責務はないのかというお話でございますが、町としてはその辺のところを認めた上で、緊急に対処しなアカンということで特定空き家に定めておりますので、所有者にはその点のことについて、事故であるとか、そういうことを想定した中で、今までから指導、助言を繰り返しているところでございますので、それは所有者にあるかなというふうに考えております。

具体的な指導ということでございますが、具体的な指導の中には、先ほど連携してと言いました除却のことについても、具体的に相談に乗っているところでございます。遠方の方でございますので、除却をするためには、当然地元業者さんが一番その辺の事情も精通をされているのでということもおっしゃいますので、地元の業者さんを紹介するなど、対策等の方法をお伝えしているところでございます。ただ、除却の大きな問題は費用となってしまうので、その費用につきましても、地元の業者さんに、参考見積もりではございますが、この辺の事情に精通されていますので、どここの現場でどのような建物ということを詳しく述べた中で、見積もりの方を何社か取って、それを地元業者ですということでお知らせをしております。ただ、お知らせをできる相手さんは、まだいい方でございますが、なかなか他府県にまいりますとも、この日に行くということで文書で最初にお知らせをしておいた中でも、訪問させていただくと、お出合いできないというふうなことで、なかなかその具体的な方法であったり、その辺を十分に納得していただくような説明ができていないことも事実でございます。また、先ほど、自治会であるとか、その辺に連携をとっているということの中では、自治会の方で新しくその土地を求めてもよいという、そういう情報もありますと、その方が求められているような金額であるとか、そういうなのもお伝えをしようと思って何回か訪問させていただいているんですが、それもなかなか相手さんに伝わらないということになっております。

新しい法律によりますと、町の中にありますいろんな固定資産の資料であったり住民票であったりということで、所有者さんの住所も法的に調べられるわけなんです。住所を調べて訪問させていただいても、その住所地におられないという方もおられまして、なかなかこちらの思いが伝わらないことがあります。その辺が、一番、5軒の中で苦慮しているところでございます。

解体費用の、そして代執行でございますが、町としては、基本的には所有者の責務が一番大きいございますので、代執行までは考えておりませんが、粘り強くいきたいなと思っておりますし、前回建築組合で調査させていただいた中では、C、Dといまして、利活用できない家については、危険やなということから、特定空き家に行かない部分の住宅も通知をさせてもらった中では、改善されたり、また除却をされた家もございますので、その辺の取り組みもされている方のこともございますので、町としては、粘り強く、事故があった場合は責任をとということも含めた中で

説明して、粘り強くということが基本かと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今、ご答弁をお伺いしておりますと、結局のところ、助言、指導というのは、あなたに責務がありますよということを繰り返しお伝えするということが、助言、指導というふうに受け取れたわけですけど、それでよろしいわけでしょうか。なかなかこれを繰り返していても、多分解決していかない問題ではないかなというふうに思います。

また、先ほど私が質問させていただいた中でも、町にも動議上の責任があるのではないかというお話をさせていただきましたけれども、確かに危険、特定空き家に認定された物件が壊れて、近隣の住民の方がもしもけがをされたというときに、法律上は町に責任はないのかもしれませんが、壊れて危険かもしれないよということを認めたから、町が特定空き家に認定されたわけですから、これに対して、町民の方がけがをされたり、あるいは人命が危うくなる、こういうことが起こったら、認識していたわけですから、動議上の責任が全くないとは、私は町に対して思わないわけなんですけれども、そこについてお尋ねしたいというふうに思いますのと、また、最近全国的にもこの特定空き家に対して、行政代執行を実施する自治体も増えてきたというふうにお聞きします。いずれにしても、先ほどのご答弁にもあったように、高額な解体費用も、この問題を難しくしている一因であるというふうに、私自身も感じております。

先日、東桜谷の川原地区では、住民の方々が協力して、皆さんの手で、老朽空き家の解体を行われました。解体したがれきを、どのように処分されたかは、ちょっと私は存じ上げないのですけれども、これに関連して、地元の消防団の分団長さんから、あるご提案をいただきました。といいますのは、これは県外のお話なんですけれども、危険空き家を解体して、そのがれきを処分せずに、その場所に置いたままで、災害救助の訓練場所として利用していると、こういう自治体があるそうです。日野町でも、そのようなことが実現できないものだろうか、この分団長さんはおっしゃっております。このような場所が確保できれば、いざというときのための備えとして、非常にリアルな訓練ができる。がれきの中から被災者を救助する、こういった本当に実践に即したような訓練ができるのになあと、何とかならないものだろうか、こういうご相談を分団長さんの方から受けました。空き家問題と絡め、町としてこのような提案に対しては、どのように受けとめられるでしょうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 空き家対策について、再々質問を頂戴いたしました。

特定空き家が通学路であったり道路に面したところの部分について、事故等があ

った場合の、認定をした中の町の道義的な責任という部分でございます。法律につきましては、当然町の責務ということも書かれておりますし、所有者の責務もしっかり書かれていますので、その点につきましては、一定の責任は発生するののかも分かりません。ただ、町につきましても、そのようなことがないように、事前に所有者の方には、今後も続けていきたいというふうに思っています。

また、それと、解体には高額な費用ということで、最初のご質問の中でも、補助金制度がないかというお話もございました。実は、近隣の市町でも、そのような補助金制度もございます。ただ、それには一定の条件等もございますので、その辺、先ほど町長の答弁にありますとおり、対策も研究したいということは町でも思っておりますので、その辺については、今後近隣市町、そして補助制度の活用を含めた中で、研究を続けたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（高橋正一君）** ただいま後藤議員の方から、そういう老朽空き家等を解体したところの場所を、防災訓練等に活用を考えられないのかというご質問がございました。

町の防災訓練におきましても、そういう救出訓練ということで、廃材を持ってきて訓練するというところで、させてもらっているところでございます。

今おっしゃられましたというようなことは、その所有者の所有権というのがございますし、わざわざそういうところ、そういうリスクがあるところでなくても、日野町の場合には、ほかの訓練地を確保するということが十分考えられますので、今のところは、そういうところを使つての訓練ということは、考えていないという状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今、ご答弁いただきましたけれども、ぜひ、そういった補助金についてもご研究、今もしていращやと思うんですけれども、一層ご研究していただきまして、どのような進捗状況なのかも、またお知らせいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

また、消防団の分団長さんからのお話についても、今、総務課長の方からご答弁いただきました。分団長さんとしては、ただ単に訓練ができる場所をというだけではなくて、解体したものを、結局どこに処分するかということに、非常にみんな困られている。解体までだったら、字ででもできないことはないかもしれないけど、そこから先、どこに処分を持っていくかということで、困っているという声をやっぱりお聞きになっていращやいますので、そういうところで、これで一石二鳥になるんじゃないかなという気持ちもあって、お話いただいておりますので、またその辺もぜひ検討していただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひい

たします。

多くの自治体で、このような特定空き家や老朽空き家が問題となっております。老朽化し、放置された家屋は、単に危険だけでなく、地域の景観も損ない、またかつてご家族が暮らされ、暖かい団らんが存在した場所であることを想像すると、見ているだけでも胸が痛んできます。粘り強い助言、指導だけでなく、ぜひもう一歩踏み込んだ対策をお考えいただくよう、節にお願いさせていただきます。次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですが、大雪によるビニールハウス倒壊についてお尋ねしたいと思います。

このたびの議会では、私以外にも、4名の議員さんが豪雪被害について取り上げられます。昼夜を問わず除雪にあたって下さった地域住民の皆さん、除雪作業員の皆さん、そして役場の職員の皆さんには、心からの感謝と敬意をあらわしたいと思います。また、県道中里山上日野線の鳥居平バイパス部分は、毎年雪が降ると、県道脇の竹が道路に向かって倒れ、通行する歩行者や自動車にとって非常に危険な状態が続いておりましたが、建設計画課さんのご尽力により、この冬は県によって竹林伐採を行っていただくことができました。感謝申し上げます。また、町道のマンホールが盛り上がり、かつて除雪車の排土板がマンホールに引っかかり、運転手さんがろっ骨を骨折された事例があったことから、今年は除雪車が道路から約10センチ排土板を上げた状態で除雪作業をされ、除雪が不十分となってしまっておりました。これについて、地域住民の方々からも苦情が相次ぎまして、その旨を長岡上下水道課長に改善をお願いしましたところ、たちまちのうちに対応していただき、マンホールの高さの調節をしていただくことができました。迅速な対応に感謝申し上げます。

この冬の大雪により、全国で農業施設への被害が深刻化しております。1月27日付の京都新聞によりますと、滋賀県内のビニールハウスなどへの被害は123件に上っており、そのうち全壊は83件だそうです。ですが、この新聞の後、2月に入ってから大雪が続きましたので、被害はさらに増えているものと推測されます。湖北地域に比べて、雪への備えが手薄な県南部での被害が増加しているとのことですが、当町も例外ではなく、私の地元である東桜谷地区でも、多くのハウスなどが倒壊しました。こちらの写真は、東桜谷で積雪によって倒壊したビニールハウスです。このハウスのオーナーさんは、もう90歳近いご高齢者さんです。ビニールハウスの中には、ご高齢をおして、毎日世話をしておられる農作物があります。雪の重さで曲がってしまったパイプは、容易にはもとに戻せません。

そこでビニールハウス倒壊の救済策について、お尋ねしたいと思います。

まず1つ目ですが、当町では、雪害や台風などによって倒壊、破損したビニール

ハウスなどへの農業施設や資材に対する救済策は、設置されておられますでしょうか。2014年には農水省が、大雪被害に遭った農家に対し、ビニールハウスなどの再建資金、これは撤去費用も含むわけですが、これを日本政策金融公庫を通じて、無利子で貸し出すなどの救済策がとられました。また、先月17日には、近畿農政局に対し、農民組合連合会近畿ブロックが、大雪被害対策の要請を行いました。滋賀県のみならず、近畿の2府4県で甚大な被害が出ております。農水省は、2013年1月にも被災農業者向け経営体育成支援事業を適用して、ビニールハウスなどの再建や撤去を財政面で支援した実績がございます。今回の大雪被害に対し、町から国に対して、このときのような救済策の実施を要請していただくことはできませんでしょうか。

2つ目ですが、今回の大雪では、ビニールハウスだけではなく、キノコの原木栽培用のネットを張ったハウスにも、倒壊の被害が出ております。こちらの写真も、先ほどの写真と同様、東桜谷地域でシイタケ栽培を行っておられる方のハウスです。シイタケの場合には、ビニールじゃなくてネットが張られているわけでございますけれども、もうパイプはもちろん、ネットも破れてしまっておりまして、その破れた部分からけものが入り、獣害という二次的な被害も発生しております。シイタケなどは、この3月からの出荷を控えたちょうど大雪のあったこの時期が、とても大切な時期になります。これらのハウス被害を救済するため、現在の補助制度などをうまく活用する方法はございませんでしょうか。また、当町としても、何か特別な救済策を講じることはできないものでしょうか、お尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 大雪被害に対する救済についてでございますが、1月の大雪により、日野町内でもビニールハウス等の損壊や農産物の倒伏といった農業被害が発生しております。大雪等の気象被害への救済措置については、過去に例がないような甚大な気象被害が生じ、緊急に対応する必要があると国が認めた場合には、国による緊急的な財政支援が設けられることとなります。

今回の大雪被害には、国の災害認定が発動されておらず、国からの緊急的な財政支援はございません。これに対し、県では、市町に大雪被害の報告を求め、全県の被害状況を取りまとめた上で、2月2日に滋賀県知事が農林水産省へ大雪被害に対する支援を要請されております。県と歩調をあわせて、全県的な動きの中で、町の対応を進めていきたいと考えております。

町としての特別な救済策についてでございますが、今回の大雪被害には国の救済制度がないため、滋賀県では、出荷用の野菜など園芸作物の大雪被害からの再起と産地化支援策として、県単独の救済措置を創設する動きをされております。町といたしましても、被害の状況を見ながら、現行の制度などで対応できないか相談に応

じてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** ご答弁いただきましたが、今のご答弁をお聞きしておりますと、今回の大雪被害には、国の災害認定が発動されておらず、国からの緊急的な財政措置はないと。これに対し、県では市町に大雪被害の報告を求め、全県の被害状況を取りまとめた上で、2月2日に滋賀県知事が農水省へ大雪被害に対する支援を要請されたとのことですが、これに対しては2点お聞きいたします。

まず1つ目は、日野町として、県に報告された被害状況はどのような内容だったのでしょうか、教えて下さい。

2つ目は、その中でビニールハウスの被害は、何棟だったのでしょうか。これも教えていただきたいと思っております。また、今のご答弁の中で、県と歩調を合わせて、全県的な動きの中で町の対応を進めていくとご答弁いただきましたが、そうすると、県が動けば日野町も動くが、県が動かなければ日野町も動かない。または、県が動くまでは、日野町は動かないということなのでしょうか。

次に、今回の大雪被害には国の救済制度がないため、滋賀県では、出荷用の野菜など園芸作物の大雪被害からの再起と産地化の支援策として、県単独の救済措置を創設する動きがあるとのことですが、この動きの進捗状況はどのようになっているのでしょうか。また、これらの措置は、出荷用の野菜をつくっている農家さんだけを対象にしているのでしょうか。この点についてもお聞かせをお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 後藤議員より、今回の大雪被害のビニールハウスの倒壊等についての再質問をいただきました。

町としまして、県に報告した被害状況というところでございます。町の方の被害状況につきましては、ビニールハウスや獣害柵、それから鳥居平で行われておりますポトリーさんの鶏舎、それに付随する堆肥舎も含めまして、数多くの被害があったわけでございます。施設的には、今のビニールハウスが出荷に係る部分というハウスの報告でございますので、3棟でございます。それから獣害柵は4カ所でございます。それから鶏舎につきましては2棟と堆肥舎1棟、それから倉庫1棟というような、施設的にはそういったところでございます。それと、あと農産物としまして、菜花が潰れたということで、それはもう10カ所ほどのところで被害を受けておるところであります。また、鶏舎が潰れたと同時に、ちょっと鳥が逃げ遅れたというところで、ブロイラー、近江地鶏ですけれども、若干被害があったというような報告を受けております。大体金額で申し上げますと、5,000万程度というような報告となっております。

基本的には、出荷をされている、またハウス等の施設、それから直接国・県の助

成を受けてつくられたフェンスの被害、そういったものが主な内容となっております。

それから、今回県と歩調を合わせてというような内容のお答えをさせていただいておるわけでございますけれども、今のような被害があったということで、県の方で、大体ハウスなど253棟、6万平米ぐらいの敷地が被害があったと言われております。金額で1億3,900万ぐらいの県下での被害と。市町でいきますと10市5町の範囲だったということで、県の方も国の方へ要請されたというところでございますが、実態、国の方から、今回災害認定の発動をされていないわけでございます。ということで、県の方では、県会の方で議論されているというようなことで、内々対応を進めていきたいというようなお話を、町の方には聞いております。

議員が先ほどちょっと申されました、大雪からの再起を目指すと、たちまち生活に直結する被害であると認定となりますが、そういった被害に対する園芸作物の産地化を支援するというようなことで、現在、既存の力強い滋賀型園芸産地育成支援事業というのがございますけれども、その事業で何とか対応できないかということで、県の方は考えておられるというところでございます。

町の方でございますけれども、以前、数年前の雪の被害のときも、それは国の方の災害認定がございまして、それにあわせて、町の方も、国の助成に町の単独費用もつけて助成をさせてもらった経過がございますので、そういった国・県の制度ができましたら、どういった対応ができるか考えさせてもらおうという考えでございますし、大きくは、県が言われております、生活に直結する、そういった園芸作物というのがベースになってくるというふうに考えておりますので、町の方もそれにあわせていきたいというふうに考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 非常に分かりやすいご答弁をいただきました。ですが、出荷用以外にも、やはり被害を受けていらっしゃる方がございますので、この辺についても、何か救済策が講じることができないかということも、ぜひアイデアを絞っていただきたいと思っておりますし、また、今、課長がおっしゃられたように、既存の救済策、あるいは補助、こういったものに対して、何かこれを当てはめることができないかという、こういった部分を、ぜひアイデアを絞っていただきたいなというふうに思うわけでございます。

再々質問をさせていただきます。

ビニールハウスなど農業施設の復旧を費用面で考えますと、自助、そして共助、そして公助の面で何ができるかと考えますと、まず、倒壊したビニールハウスなどの復旧に関する自助としては、共済などによる自然災害保険があると思っております。これについても、先日農林課にお話伺いまして、こういったものがあるということ

を、吉澤参事に教えていただきました。ただし、これは例えば農業共済の園芸施設共済では、ビニールハウスや施設などの所有、管理面積が、2アールから5アール以上といった一定規模を耕作する農家を対象としております。また先ほどのご答弁にも、県が国へ支援を要請したとのことですが、これが実現すれば、これらの補助金などが控除に該当するわけですが、この性格上、何割かの補助プラス、少なからずの自己負担を伴うものであらうと思います。残る共助の面ですが、金銭的な面での共助としては、他地域の例で申し上げますと、ちょうど日野町が日野駅再生プロジェクトで活用しているような、クラウドファンディングを実施しているところもあるようです。日野町民をはじめ、日野町の出身者や日野町を愛して下さる方、そして農業の尊さを理解して下さる方々に、支援を訴えるという手法です。このような共助を、日野駅再生プロジェクトのように行政が先頭に立って牽引し、被災農家の方々に分配するという方法もあると思います。町として、このような豪雪被災農家への支援策を考えることはできないもののでしょうか、お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 後藤議員より再々質問いただきました。

農業施設につきましては、確かにたくさんの被害は日野町でもございましたけれども、共済の施設として保険に入っておられるのは、鶏舎だけでございました。あとの施設は、全く入っておられないというような状況でございます。

そういった意味で、被害に関しましてのものと戻すための再起をするという意味では、補助金等の活用が、本当に望まれているというのは分かるところでございます。

そういった意味で、できれば町の方で今考えておりますのは、県の助成がどういった対応されるか分かりませんが、既存の生産振興の補助等あるわけございまして、そういったものをうまく活用いただけないかなということも考えておりますので、それは全く新規と、復旧というものではなくて、新規の新設という形でございますけれども、そういった形で新たにつくるというようなことで、対応できないかなということも考えております。

皆さんのご要望に応えられる、被害に対しての助成というふうには、なかなか行かないかも知れませんが、そういった既存の補助制度で何とか対応できないかなということも考えておりますので、ご相談いただければなというふうに思うわけでございます。

また、新たなクラウドファンディングの話もございましたけれども、その点につきましては、ちょっと私もそういったことが本当にできるのか、またお教えいただければなというふうに思ったりもしておるわけでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 農業というのは当町の基幹産業でもございますし、こういった産業の面だけでなく、景観を非常に美しい町として支えている一因もございます。私も民泊に参加させていただいておりますけれども、いつも町長も入村式や離村式で、この日野町は緑豊かな町というふうにおっしゃって下さっております。この景観豊かな町に、こういった農業として利活用されているという、荒地になっていないと、こういったことも非常に寄与しているというふうに思いますので、ぜひこれからも、何か救済策を考えていただいて、今のこの農業が少しでも継続しやすいように、計らっていただきたいと思っておりますし、全国的に見ましても、また当町においても、今回この豪雪被害に遭われた農家さんの多くは、ご高齢者の方々です。体力的にも精神的にも、また社会的にも頼ることができる存在を必要とされる方が多くいらっしゃると思います。そのような方々にとって、日野町行政がますますのよりどころとなっていただけるよう節をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、1番目の新年度予算に対する基本姿勢につきまして、述べさせていただきます。

安倍政権の経済政策アベノミクスが始まって、4年となったわけでありまして。全国津々浦々で、確実に経済の好循環が生まれていると、声高らかに述べておられる安倍首相とは裏腹に、私たち国民には、そうした実感は残念ながらありません。確かに大企業の経済利益は3年間で史上最高域を更新し、内部留保は過去最高の386兆円余りに達したわけでありまして。金融緩和や企業減税によって、企業や大株主など富裕層に巨額の富をもたらしたわけでもあるわけでありまして。一方、私たち国民に対してはというと、労働者の実質賃金は4年間で年額で19万円も減り、消費税の増税もあって、家計消費は連続15ヵ月マイナスを続けていると言われております。その上、この4年間に、国民には年金の削減、入院食事代の負担増、介護保険利用料への2割負担の導入など、給付を削り負担を増やしてきたわけでありまして。さらに社会保障の削減が計画されているわけでもあります。これでは、格差と貧困はますます広がるばかりであります。1パーセントといわれる大企業、富裕層に応分の負担を行う税制の改革とともに、国民への社会保障削減をやめる政治こそ、今求められているのではないのでしょうか。

そのような状況のもとで、国による新年度地方財政計画が出されました。地方自治体にとって最大の関心事というのは、やはりこの地方財政計画の中で、一般財源、つまり地方自治体が裁量に委ねられる、自由に使える地方税や地方交付税などが、どのように国として確保されているかにかかっているわけでありまして。全体として、

今年度と同水準であると言われておりますが、地方税収が伸びた分は、地方交付税が減らされる傾向は、一向に解決されておられません。本来の地方自治行政を行う上で、厳しい状況であることには変わりはありません。日野町においても、地方税が7,000万円余りしか増えていないのにもかかわらず、地方交付税が2億5,000万円減る予算となっているわけでもあります。全国どこでも同水準の生活が営めるように、地方への支援を行えるようする本来の地方交付税のあり方に改善要望していくことは、大切なことと言わなければならないと思います。

そうしたもとの、今、アベノミクスの目玉政策、つまり地方の経済対策として、地方創生推進事業が平成26年度より実施されてきました。町は、町発展計画をもとに総合戦略計画をつくり上げ、国の地方創生事業の獲得に、他市町に比べ積極的に手を挙げてきたわけであります。平成26年度には、地方創生先行型基礎交付金と上乗せ交付金を、平成27年度では地方創生加速化交付金を、平成28年度では地方創生推進交付金、新型交付金を、さらに国の補正予算に計上された拠点推進交付金を活用して、「ひびきあい、日野のたからを未来につなぐ、自治の力で輝くまち」の諸事業に取り組んできたわけであります。また、国の経済対策の補正予算で、数々の交付金事業を活用して力を注いでこられているわけでもあります。今年度および新年度予算では、日野駅再生事業、観光拠点施設整備事業、道路整備事業、認定こども園整備事業、日野小学校給食施設整備、中学校グラウンド整備をはじめ、日野菜加工施設整備事業補助などが行われるわけであります。これらの大部分は、国の補助金や交付金とともに、地方交付税に算入される有利な起債で成り立っており、自主的な一般財源が厳しい中でも事業実施されることは、町にとって活性化、輝くまちづくりを目指していく上で大きな起爆剤となり、住民の願いに応えるものとして、私は評価するものであります。その中で、それらに携わってこられている職員に、改めてこの場で感謝を申し上げるわけでもあります。

ただ、それらは全体として、ハード事業面が大きく目立っていることも事実ではないでしょうか。最初に指摘しましたように、国からの経済対策が、私たち国民に実感として好循環と感ぜず、むしろ生活が苦しいのが本当の実感だと思うわけであります。私たちの懐を暖める政策が、残念ながら実感として感じないわけであります。それらは国策に問題があることは、誰も分かっていることであります。しかし、自主的財源が厳しい地方自治体ではありますけれども、地方自治の精神であります住民の福祉や教育、暮らしを守るというソフト面での努力も必要ではないでしょうか。

以上のことを含めて、改めて新年度予算に対する認識と基本姿勢を伺うものであります。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 新年度予算に対する基本姿勢ということで、ご質問をいただきました。

ご指摘のように、なかなか厳しい社会経済の状況が続いているということで、大都市部東京や、さらには大手企業が潤う一方で、地方や小さなところ、あるいは国民の実態生活の中には、景気回復の実感がない、厳しさが増しているというのは、これは誰もが、政府も含めて認めておられるところなのではないかと、このように思うわけでございます。

そうした中で、日野町といたしましては、第5次日野町総合計画、さらには日野町くらし・安心・ひとづくり総合戦略に掲げる施策や、真に町の発展につながる事業を優先的に実施しなければならないと、このように考えておりました、特に29年度に行う仕事につきましては、いわゆる28年度の補正予算を活用することと、29年度の当初予算を活用すること一体となって、29年の仕事をしていくことが大事であると、このように思っております。

今も対中議員ご指摘ありましたけれども、いろいろな町における事業の課題については、その時々、より有利な国の施策を活用することによって、日野町の一般財源を、少ない中でも事業展開の図れる、こういうことが大事というふうに、大切であると認識しております、今回も日野中学校のグラウンド整備や日野小学校の給食施設をはじめ、しなければならない課題について、国の補正予算を活用し、有利な財源のもとで実施をしていくということに、努力をしてまいったところでございます。

そうしたことで、ある意味では、おかげさんでハードの部分も事業量を確保できたということでございますが、そういう中で、町の自主単独事業をはじめとして、できる努力をしなければならないのではないかとというご指摘は、まさにそのとおりでございます。

そうした中で、町といたしましても、29年度に向けて、例えば障害者総合支援事業や、子どもの医療費助成をはじめとする社会保障経費は確保いたしておりますし、町独自の方では、障がい者外出支援助成、さらには行動障がい者グループホーム支援などの拡大も実施していこうというふうに思っております。

また、子育て支援といたしましては、子ども家庭支援員の確保やファミリーサポートセンターのさらなる充実、西大路幼稚園での3歳児保育、さらには桜谷こども園の運営開始、学童保育所の運営や、ヒノキオの学童保育所の増設に向けた取り組みなどについても実施してまいりたいと、このように思っております。

また、原産日野菜を生かした振興対策、日野椀を使った郷土学習、さらには若者の就労支援を行うとともに、大学、企業、インバウンド等の体験研修活動の受け入れに向けた情報発信などにも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに教育面では、小・中学校に、引き続き各種支援員を継続して配置するほか、小学校における英語教育の実施に向けて、外国語英語指導員の充実を図ること。さらには、学習支援を目的とした地域未来塾の開催、少年センターの行う中学校学習支援事業などにも取り組んでまいりたいと、このように考えております。

これらの重点を置く施策につきましても、国・県等の補助制度を積極的に活用しながら展開をし、要望も行い、確保に努めてまいりたいと、このように考えております。町の発展につながる施策や事業など優先的に実施できるよう、限られた財源の中で、重点施策への予算配分を行い、取り組みを進めてまいりたいと考えております。今後も安心して暮らせる地域をつくり、その地域の魅力で交流人口および定住人口を増やしていくことにより、持続発展可能な地域をつくるために、優先すべき課題と選択集中を図り、限られた財源を住民と行政の役割分担や協働の観点から、事務事業の公共性、経済性、効率性、有効性を検証した上で、最大限の効果が得られるよう創意工夫をして、事業実施に取り組んでまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 今、答弁でよく分かるわけでありませう。

そこで2点ほど聞かせていただきたいわけでありませうけれども、1つは、有利な資金、制度を活用するという意味で、そういう意味では、日野町はある意味では、各市町と比べて先を見越しているというのか、そういう点では、私も、ありがたいし、そういった意味では感謝しているわけでありませうけれども、その中で言われているこの地方創生交付金、平成26年度から行われたこの交付金で、この間、何回か中身は変わってきていますし、名前そのものも変わってきているわけでありませう。そこで、皆さんご承知だと思ひませうけれども、平成26年度当初、一番最初に始まった先行型交付金の部分、基礎部分につきましても、どちらかといえば、国も100パーセント全てお金を出します。そしてハード的な事業とは別に、給付の事業にも使つて下さいという、そういうような形で出されたことがあると思ひませう。日野町の場合も、住宅リフォームの助成の方に回したり、いろいろされたと思ひませうけれども、これがここ二、三年の間に中身がごろっと変わってきて、100パーセントというのが50パーセントの交付金の金額になって、あとは交付税算入の起債で借りて下さいという、そんなことになっているし、同時に、事業を町の計画で上げて、それを国が審査をする。なかなか地方が自由に事業すらできないような中で、枠にはめられているという、そういう側面もあるわけだ。その中でも有利なところは、とっておこうやないかということやられていくと、大いに結構だと思ひませうけれども、私はここでひとつ聞かせていただきたいのは、これは日野町だけの問題ではないと思ひませうが、自治体がやはり活用したくなるような、給付にも使えるようなそういうような制度に、この交付金、地方創生というならば、そういうように切りか

えるべきだというのは、当然地方からも上げていく必要があるし、この首長さんの会議の中でも、そういった声を、町村会も含めて出していくということが必要でないかなということを感じます。その点についてのお考えを、ひとつ聞かせていただきたいというのがあります。

2つ目には、先ほどソフト的な分野も、大分具体的にいろいろ述べていただいて、子育ての関係、障がい福祉の関係なんかについても、取り入れられていることも述べていただいたわけでありますけれども、私は先ほど質問したのは、もう1つ、懐の問題です。つまり助成制度をつくっていただくとか、そう言った意味で、この間の議会の中でも出ています。例えば、学校給食を無料化にしている市町村があるので、やったらどうかという話とか、子どもの医療費を完全無料化にしていくことを、日野は踏み切ろうやないかとか、保育料の第2子は現在半額でありますけれども、これを全額第2子からやっていこうやないかとか、介護保険の利用料の助成制度とか、いろいろあるわけです。そういったことを何か1つやろうという、そういう姿勢を、ぜひ出していただくのも必要なということを感じて、私はあえて今回のこの質問をやったわけです。日野町、全くソフト事業を何もやっていないという、そんな意味のように言っているわけではありませんけれども、もう1つ、この中で踏み込んでいただきたいという意味で、述べさせてもらったわけであります。

この間、日野町は水道料金の引き下げのことをしていただきましたし、国保税が、本来ならば昨年度から上がるのところを、何とかして値上げを食い止めるために町から5,000万円投入して、それを返したという、そういった今日までの長い経験、実績もあるわけであります。そういった意味で、こういう時期だからこそ、今、この給付の関係、医療の関係とか、給食の関係、保育料の関係も含めて踏み込むことも必要なという意味で、私は質問させてもらったわけであります。その点についてのお考えがありましたら聞かせていただきたい、そのように思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 個人給付といいましょうか、暮らしに直接光が当たるような施策に踏み切るべきだと、こういうようなご指摘だというふうに受け止めさせていただいております。

当初、地方創生が言われたときに、一定、何千万かの予算を確保したわけでありますけれども、その中でも、国の方はしきりに消費喚起ということで、プレミアム商品券をやれということをして盛んに言われたわけでありますが、日野町も当然やりましたけれども、それ以外の部分で、全てそれに投入するのではなくて、給付の方に一定割合を回しということもしてきたということで、そういう視点が大事であるということについては、認識をいたしておるところでございます。

この間、議会におきまして、それぞれの立場から、子どもの医療費助成や給食の

問題をはじめとして充実すべきでないかと、こういうご意見を賜っておるところでございます。

議会の意見書決議等も踏まえて、子どもの医療費助成については、中学校3年生まで拡充を、29年度は全て1年間通じて実施するというようになってきたということで、これはこの間昨日の池元さんのご意見をお借りすれば、20年来言ってきたことだと、こういうことでございますけれども、全体のご了解を得て、そういう事業にも着手がすることができたということでございます。

そうした中で、さらに一步進めるべきだと、こういうご指摘でございます。当然、そういう方向を目指さなければならないということについては、重々思っておるところでございますが、この間、それぞれの議員各位にも答弁させていただいておりますように、現在の国における地方財政対策の状況というのは、残念ながら、国の予算の伸びほどには、ほとんど伸びていないというのが、ここ20年ほどの状況でございます。右肩上がり伸びるのであれば、伸びる財源をどこに配置するのかということで、それをそういう暮らしに光が当たる方向にあてていくんだということで、考えるべきところだというふうに思いますが、現在の地方財政対策を含めた日野町の地方財政の状況は、伸びるという状況にはなかなかないわけございまして、どこかを充実すれば、どこかを見直さなければならないということになるわけございまして、そういう意味では、この間の地方財政を取り巻く状況をもう少し見据えながら、恒久的な制度、一時的な制度はその年度が行ければ、それで済むわけですが、恒久的な制度については、もう少し状況を見ながら検討しなければならないものと、このように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 住民の暮らし、懐の問題でありますけれども、研究とか勉強とかいろいろ言われておりますけれども、努力、一步さらに進めるという、そういう目指そうという方向での考え方は持つておられるということは分かりますけれども、ぜひ何らかの形で早く日の目を見るように、よろしく願い申し上げたいと思います。

そういう意味で、同時に地方創生交付金を、この使い勝手のよいやり方に、地方から声を上げていくことについても、ぜひ今後も強めていただきたい、このように思います。

それでは、2つ目に入ります。

働き方改革・長時間労働問題について質問させていただきます。

皆さん既にご承知のとおり、電通の24歳の若い女性社員が過労自殺し、労災認定され、大きな社会問題になっていることは、既にご承知のとおりであります。こうした痛ましい出来事は、個々の企業の問題にとどまらず、むしろ今の政治がつくり

だした政治災害と言わなければなりません。8時間働けば普通に暮らせる社会ではなくて、異常な長時間完遂労働が常態化している働き方、社会になっていることに、重大な問題があるわけであります。国全体から改革しなければならない、緊急課題であるわけであります。

そうした働き方が社会問題化している中で、残業時間の上限設定が必要と繰り返し答弁している安倍首相は、政府の働き方改革実現会議で、上限を年間720時間、月平均60時間とし、繁忙期の上限を月100時間未満を認める考えを示し、法定化しようとしております。現在、労働時間は労働基準法1日8時間、週40時間が大原則となっております。その例外として、労使協定、いわゆる36協定を労使間で結べば、残業はできる仕組みとなっているわけであります。そのため、例外の残業時間を、厚生労働大臣告示で、週15時間、月45時間、年360時間以内という内容を明らかにしているわけでもあります。

しかし、今回安倍政権が行おうとしている労働時間は、大臣告示の年360時間の2倍であり、繁忙期の月100時間未満は、大臣告示の月45時間の2倍以上にあたるものであります。その上、月100時間未満というのは過労死ラインと言われている、月80時間から100時間もの長時間労働に、いわばお墨つきを与えるものであり、危険な安倍内閣の姿勢が、今問われていると言わなければなりません。労働者の長時間労働を解消し、過労死を根絶するために、また、労働者が健康で生き生きと働ける環境をつくりあげるためにも、大臣告示である週15時間、月45時間、年360時間以内を法定化すべきであると思うのでありますけれども、改めて町長の見解を求めるものであります。

2つには、長時間労働問題は、企業だけでなく、地方公務員職場でもあらわれており、ややもすれば、常態化の傾向が強まっているものと思うのであります。日野町職員労働組合の職場要求アンケート結果によれば、大臣告示である年360時間を超えて、長時間労働をしている職員は15名を超えております。年500時間を超えている職員は、7名となっております。また、大臣告示である月45時間を超えている職員は24名、60時間を超えている職員は16名となっております。中には、過労死ラインといわれる80時間から100時間に匹敵する職員もいるようであります。これらは、あくまでも組合員が自主的に答えたものであり、無回答の組合員もかなりあったものでもありますが、長時間労働の実態傾向を把握する上で貴重なデータであったことは、確かなことと言えるのではないのでしょうか。

これらからも分かるように、長時間労働、時間外労働の常態化傾向は、解消されていないと言えるのではないのでしょうか。地方公務員職場での長時間労働が解消されていない要因には、サービス向上とともに、事務量の増大によるものがあることは確かなことでもあります。それらとともに、仕事量に見合った職員数にも要因が

あるのではないのでしょうか。

ここで忘れてはならないこととして、2005年、平成17年から5年間にわたって実施されてきた、国からの集中改革プランによる自治体職員を削減する押しつけであります。2005年当時、正規職員は職員定数条例の255名には満たなかったものの、240名近くおられました。それが集中改革プランの終了時点の2009年では、205人から207人まで削減されてきたわけであります。仕事量やサービス量が増える一方で、職員数が減り続け、労働条件や環境が悪化したことも、大きな要因の1つだと思っております。今日では、人員を増やせという職員労働組合の粘り強い要求とともに、町当局の自主的判斷で、職員数は若干増員はされておりますけれども、労働条件は改善したとはいいがたいものと思っております。

そこで伺いますけれども、公務員職場での長時間労働の解消に向けての取り組みについて、改めて伺うものであります。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 働き方改革や、長時間労働問題についてご質問いただきました。

今も縷々ご指摘がありましたように、長時間労働が、この社会において大きな問題にクローズアップをされているところでございます。そういう意味では、今、政府が進めようとしておられる720時間だとか100時間を最大だとか、こういう議論の数値的なものについては、ご指摘あったように、いろいろ問題があろうかと思えますけれども、働き方を何とかしなければならないというトータルにおける問題意識については、今、そういう電通の過労死の問題も含めて、大変大きく注目されているというのが現状なのではないかなと、このように思っております。真に働く人たちが残業を縮減し、ゆとりある社会が、生活が送れるような、そういうような法整備が行われることが大切だと、このように思っております。

そういう意味では、大臣告示の月45時間、年360時間というようなことが、ある意味では理想なのではないかなと、このように思いますが、と言いながらも、我が日野町役場においても、かなりの時間外労働をしていただいているという現状がございますので、なかなかこの数字の上限問題については、難しいところがあるというふうに認識しております。ワークライフバランスの推進の面からも、より労働者と家庭、また企業にとって、本当に働き方がよりよいものになるよう、今回の議論が実を結ぶことを期待したい、このように思っております。

次に、職員の長時間労働を解消するための取り組みについてでございますが、先ほども申し上げましたように、職員の時間外労働の状況につきましては、今年度2月まででも、ひと月80時間を超える時間外勤務をした職員が29名ございまして、昨年1年間の34名とほぼ同じような見込みでございます。このことにつきましては、ご指摘のとおり、集中改革プランによる職員の削減、さらには行政ニーズの多様化

や専門化への対応、さらには国・県等の制度改正による事務の増加などの要因があるというふうに考えております。過度な時間外労働につきましては、心身への影響が懸念されますことから、時間外勤務の縮減に向けた取り組みが必要でありまして、毎週水曜日のノー残業デーを徹底するため、職場巡回を今年2月から取り組みも実施をしているところでございます。

今日まで介護や福祉、保育などの専門的な分野の対応を行う職員について、確保の努力を進めてまいりましたが、行政事務の範囲も広がり、増加する事務を処理することがなかなか難しくなっておりますことから、必要な部分については、人的対応も考えなければならないのではないかと、このように思っております。

今後につきましても、各種制度の新設や改正、多様な行政需要にしっかりと対応し、あわせて、職員が健康で働きがいを持って、住民の皆さんとともに行政を進められる職場環境づくりに努めなければならないと、このように考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、2点ほど聞かせていただきます。

先ほどの大臣告示の問題につきましてのご見解、全体的なトータルとして見てみると、町長が述べられているのは、長時間労働の問題が社会問題化されて、これを大きな解決していかなければならないという方向になっていったという点については、私たちもありがたいし、そういう意味では、ある意味では前進してきているわけがあります。それがきちっと守って、法的に時間をどこまでにするかという点については、まあまあ前向きな立場でいいのかなというように私も理解しておりますので、この点については、今回再質問はしませんけれども、そこで2つだけ聞かせていただきたいのは、1つは、例のこれはあえて言いませんけれども、過労死ラインとかとよく言われます。これはいろいろ専門的な方が言われるわけでありましてけれども、80時間から100時間、80時間といっても、月2ヵ月平均で80時間という、こういうように言われているし、月100時間というのは、1ヵ月と言われているわけであって、そしたら99時間どんだけあれば、100時間以内でいいのかという、そういうもんじゃないという、大きな枠で物事を見ていく必要があるわけでありましてけれども、そういう意味では、今、町が述べられました80時間以上の方というのが、二十何名ないし30名おられるということは、見ていくと、やっぱり1日に3時間、4時間されている方があるわけです。そういう実態がありますけれども、中でも以前ここでもそんな答弁があったと思いますけれども、100時間を、110時間を超えている方は何名かおられるという、そういう実態もつかまれていますけれども、もしその実態が分かれば聞かせていただきたいと、このように思います。

それと同時に、私は特にある意味では職員の体制を整えるというのか、そういつ

たことが必要ではないかなということを考えます。町当局の方も、職員数の減ってきている分と事務量と、両方を兼ね備えた両輪であるというふうに認められているわけであります。そういった意味から見ていくと、今日まで日野町の職員労働組合も、もう賃上げも当然言われますけれども、次に出てくるのは、人員を増やしてくれという話ばかりが出てきていると思います。そういう意味で、この間若干自主的に町の方としては増やされておりますけれども、今度条例定数で230名の定数を決められていますけれども、正規職員が現在210名足らずおられます。まだ20ほどの余裕があるわけでありますけれども、ぜひ労働条件がよくなるような形にするためにも、計画的な、そういう職員体制を、増員体制を含めてつくっていかうということに対してのお考えを、ぜひ聞かせていただきたいと、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** ここで、本日の会議時間を、議事の都合上延長いたします。

総務課長。

**総務課長（高橋正一君）** 對中議員から、再質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、月単位の時間で100時間ということでございます。平均ということではなしに、一月で100時間を超えた職員がどうかということでございますが、平成27年度におきましては、1ヵ月でも100時間を超えた職員ということでございますと、19名ということでございます。それから28年度、今年度でございますが、こちらは前半期に限らせていただいて、4月から9月という中ではございますが、1ヵ月でも100時間を超えた職員というのは、12名ということになってございます。

これは役場の業務と、担当の分担というところの業務上、どうしてもそこに業務が重なるという割り振りもございますので、結果的にそういうことになっているということでございます。

それから、計画的な職員の採用についてということで、ご提案をいただきました。先ほども町長も答弁してございましたが、やはり多様な住民さんのニーズといいいますか、そういうもの、また行政ニーズも増えてまいりまして、専門的な職員というのをどうしても置いていくという必要はございます。そういうことで、今まで採用してきたということもございますので、今後もそういうものを見据えながら、また、全体的な業務に見合った適正な職員配置ということについて、計画的に今後も検討して進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力の方をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** もう質問はさせてもらいませんけれども、ぜひ職員の関係では、適切な職員の体制をつくっていくという、ある意味では前向きに見て、私もとっているわけでありますけれども、町の方も、職員数は、この間ずっと見ておりますと、

それなりに採用されておられるわけです。それをもう1つ頑張ってくださいということ、ぜひお願いしておきたいなど、このように思います。

特に、昨年滋賀県の県庁の中でも、25歳の若い男性が42時間ずっと連続勤務されて、そして月120時間の時間外をやった。そういう中で、うつ病にかかって自殺したという話。それから、これも県の職員の土木事務所の関係の中で、昨年、労働基準監督署が是正勧告されているという話も聞かせていただきました。これは月100時間を超えているということで、労基法的な問題もあって是正勧告に、労働基準監督署が動いた。県の成人病センターのサービス残業が横行しているということで、それに対する是正勧告を行ったと。それから彦根にあります子ども家庭相談では、年間1,000時間を超える、そういった職員が何人かおられると、こういう福祉的なサイドも含めて、土木もそうでありますけれども、時間外が相当大変だということもあり、滋賀県は今年職員を、新たに10名増やそうということに踏み切られたわけでありませう。そう意味では、そういった背景がある、そういうことがあるということで、これは企業だけでなく、地方自治体にも、ぜひ目を配っていただきたいと、このように思います。

そこで、これもまた考えておいてもらいたいわけでありませうけれども、この残業時間の上限のことは言いますけれども、残業が終わって、次の朝勤めるそのインターバル規制というのが、日本にはないわけです。そういったことがありまして、やはり残業、長時間労働して、真夜中に終わって、朝、また同じように8時半に出てきて、実際3時間、4時間しか家におられなかった、これはインターバル、これが続けば、ある意味では過労死の問題に引っかかってくるわけです。そういうインターバル規制は、まだ国はされておられませんけれども、そういったことに対しても、職員管理の方としてはぜひ目を向けていただいて、見てもらわんといかんのかなと思います。

今、たちまちノー残業デーの話も、実施されようとしております。ぜひ、この残業、長時間労働の問題は、一個人の職員さんの性格の問題でなくて、全体の大きな課題であるというように、そういう捉え方で、ぜひ取り組んで、長時間労働を解消して、そういった過労死をなくしていく、そのためにも、ぜひ頑張ってくださいと、このように思います。そのことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもって、本日の日程を終わります。

委員会審査および調査につきましては、明16日午前9時からおよび17日午後2時から予算特別委員会、21日には午前9時から厚生常任委員会を、午後2時から総務常任委員会を、22日には午前9時から産業建設常任委員会を、午後2時から地域経

済対策特別委員会を、23日午前9時から人口減少対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

3月27日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

— 散会 16時59分 —